

令和 3 年

笛吹市議会
第 4 回定例会会議録

令和 3 年 1 2 月 3 日 開会

令和 3 年 1 2 月 2 1 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第206号

令和3年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月26日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和3年12月3日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由	子	2番	落	合	俊	美		
3番	山	田	宏	司	4番	河	野	正	博	
5番	河	野	智	子	6番	武	川	則	幸	
7番	神	澤	敏	美	8番	神	宮	司	正	人
9番	荻	野	謙	一	10番	古	屋	始	芳	
11番	野	澤	今	朝	幸	12番	中	村	正	彦
13番	海	野	利	比	古	14番	渡	辺	清	美
15番	中	川	秀	哉	16番	前	島	敏	彦	
17番	小	林		始	18番	渡	辺	正	秀	
19番	保	坂	利	定						

不応招議員（なし）

令和 3 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 3 日

令和3年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和3年12月3日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 議案第124号 笛吹市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第125号 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第126号 笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第127号 笛吹市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第128号 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第129号 笛吹市環境基本条例の一部改正について
- 日程第11 議案第130号 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第131号 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第132号 笛吹市営住宅条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第133号 笛吹市景観条例の一部改正について
- 日程第15 議案第134号 笛吹市立図書館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第135号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第17 議案第136号 令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第18 議案第137号 令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第138号 令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第20 議案第139号 令和3年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について(石和第五保育所)
- 日程第22 議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について(一宮児童館(学童保育室))

- 日程第23 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代地域振興交流センター（八代農産物直売所））
- 日程第24 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居スポーツ広場）
- 日程第25 議案第144号 東山梨行政事務組合からの脱退について
- 日程第26 議案第145号 東山梨行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について
- 日程第27 議案第146号 東八代広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第28 議案第147号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
-----	-----------	-----	---------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年笛吹市議会第4回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走を迎え何かと慌ただしく、朝夕にはめっきり寒くなり、次第に冬を感じる季節になってまいりました。

議員各位におかれましては、議員活動ならびに議会運営につきまして、精力的な活動をいただいたことに対し、敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、日本国内では感染拡大が落ち着いておりますが、海外では感染拡大が報じられ、再びロックダウンが行われるなど緊迫した状況が続いております。

国内でも新しい変異株のオミクロン株が確認されています。引き続き、市民の皆さまにご協力をいただきながら、感染拡大防止対策に万全を尽くしていかねばなりません。

さて、今議会には、市長より条例の一部改正案11案、令和3年度補正予算案5案、その他、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案など、7案が提出されます。

本日より議場の整備としての、机とイスが入れ替えられ新しくなりました。

議員の皆さま方には、会期中、更なるご精励をいただき、慎重審議を尽くされ、市民の皆さまの安心・安全な生活の安定に寄与されますとともに、議事運営につきましても、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第13番 海野利比古君および

議席第14番 渡辺清美君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月21日までの19日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月21日までの19日間と決定をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

本日まで受理した請願はありませんでしたので、その旨ご報告いたします。

続いて、監査委員から令和3年8月分から令和3年10月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 議案第124号から日程第27 議案第146号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第4回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、新道峠展望台F U J I Y A M Aツインテラスについてです。

7月31日に供用開始となったF U J I Y A M Aツインテラスは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による、8月9日から9月30日までの閉鎖期間を除いた、約2カ月間のみの開放となりましたが、ツインテラスから眺める富士山の絶景を見るため、複数回訪れる方も見受けられるなど、市内外から約1万4千人の観光客が訪れました。

ツインテラスまでの送迎バスは、林道が冬季閉鎖期間に入ったことにより、11月29日以降の運行を中止しましたが、来年度は、4月下旬から再開する予定です。

多くの方にF U J I Y A M Aツインテラスを訪れていただけるよう、更なる周知を図ってまいります。

次に、ハートフルタウン笛吹！商品券についてです。

市民生活の応援とともに、市内事業者の支援として、市民の皆さまに配布した、中小規模事業者で利用が可能な7千円分、全事業者で利用が可能な3千円分、合計1万円分の「ハートフルタウン笛吹！商品券」は、12月1日から2月28日まで、市内の登録店舗で利用できます。

11月30日現在、商品券が利用可能な登録店舗は708店舗となっていますので、市民の皆さまの利便性が向上するよう、引き続き登録店舗の増加を図っていきます。

次に、Xmas花火 in 笛吹～聖なる夜の冬花火～の実施についてです。

本年の石和温泉花火大会は、7月24日から8月21日までの毎週土曜日に5回開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの新規感染者の急激な増加に伴い、山梨県がまん延防止等重点措置の対象となったことなどを受け、8月7日以降分を延期しました。

延期した分について、12月24日と25日の2日間、Xmas花火 in 笛吹～聖なる夜の冬花火～として、市役所前の笛吹川河川敷において、両日とも約1千発の花火を打ち上げます。皆さまには、マスクの着用、密を避けるなどの基本的な感染対策を行いながら、ご家族、ご友人、恋人などと一緒に、冬花火をお楽しみいただきたいと思います。

次に、笛吹市農業塾についてです。

本年4月1日に市役所本館1階に移転しました笛吹市農業塾は、市と農業塾の連携を強固にし、農業に関わる様々な相談やニーズに迅速に対応しています。

加えて、11月末から12月中旬まで開催予定の果樹剪定講習会には、昨年度の申込者数が延べ390人だったのに対し、今年度は延べ945人が申し込むなど、利用者も大幅に増加しています。

今後も農業に携わる方が利用しやすく、役に立つ農業塾となるよう、積極的に取り組んでいきます。

次に、多目的芝生グラウンドの整備に係る検討についてです。

今年度、多目的芝生グラウンドの整備に向けた基本計画を策定することとし、学識経験者や関係団体の代表者など、12人で構成する笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会を10月11日に設置し、基本計画の策定に関する調査検討について諮問をしました。また、検討委員会については、同日に第1回を、11月8日に第2回、11月15日に第3回を開催しました。

検討内容については、議員の皆さまに適時説明しながら、1月には、これまでに検討してきた基本計画の内容について、市民の皆さまと意見交換をする機会を設けるとともに、より広くご意見を募集するため、同時期にパブリックコメントを実施する予定です。

次に、第34回山梨県下市町村対抗グラウンドゴルフ大会および第44回山日YBS旗争奪山梨県市町村対抗壮年男子ソフトボール大会の結果についてです。

10月17日に開催されましたグラウンドゴルフ大会は、本市から4チームが出場した結果、笛吹Aチームが見事優勝し、3連覇を果たしました。

また、10月30日に決勝戦が行われました壮年男子ソフトボール大会は、2連覇を目指した笛吹Aチームが、決勝戦まで勝ち進んだものの、惜しくも敗れ準優勝となりました。

両大会とも選手の皆さまは持てる力を十分に発揮し、見事な成績を収められました。来年もご活躍されますよう期待をしています。

次に、第25回全国小学生・中学生俳句会についてです。

今年の俳句会には、45都道府県の小中学校563校から3万6,175句の作品が寄せられました。

12月18日には、いちのみや桃の里ふれあい文化館において表彰式を開催し、文部科学大臣賞のほか、今回、新たに創設した、蛇笏・龍太特別賞などの入賞作品を発表します。

次に、保育所等の入所申請における業務効率化についてです。

今年度の保育所等の入所申請は、従来の紙による申請と併せ、スマートフォンやパソコンを使ったインターネットによる電子申請を始めました。また、紙による申請であっても、人工知能を使い、申請内容をデータ化した上で、自動処理する仕組みを導入し、業務の効率化を図っています。

今後は、保育所等の入所申請だけでなく、様々な手続きで業務の効率化が図られるよう取り組んでいきます。

次に、石和西小学校学童保育クラブについてです。

利用児童数の増加に伴い、これまで、学童保育室のほかに学校の教室も使用しながら、運営してきた石和西小学校学童保育クラブですが、学校の教室としての機能回復、運営の効率性、利用児童等の利便性および安全性の向上を図るため、旧学校給食棟を活用し、学童保育室を3室整備しました。

今後は、11月22日から供用開始となった学童保育室で、児童たちの健全な育成が図られるよう努めていきます。

次に、教育支援センターの設置についてです。

不登校児童生徒への支援として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や指導を行い、社会的自立を促すための教育支援センターは、市町村が主体的に整備をし、その充実を図ることが必要とされていることから、本市では、令和4年4月からの設置に向け取り組んでいます。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出した案件は、条例案11件、補正予算案5件、その他議案7件、合わせて23件です。

はじめに、条例案です。

まず、「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、人事院規則の改正に鑑み、不妊治療のための休暇を新設することについて、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について」は、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、関連する7条例について、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市営住宅条例等の一部改正について」は、市営住宅への入居要件である連帯保証人の確保が難しい方でも円滑に入居できるよう、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市景観条例の一部改正について」は、市の景観審議会の所掌事務に景観形成基準の適合についての審議事項等を追加することとし、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市立図書館条例の一部改正について」は、境川図書室の貸出返却予約業務を境川支所に移管をし、境川図書室を廃止することとし、所要の改正を行うものです。

また、その他条例改正6件につきましては、いずれも関係上位法令等の改正に伴うものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）」については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7億6,745万円を追加し、総額を406億6,546万円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に、放課後児童健全育成事業費交付金や障害児通所給付費負担金など1,421万円を追加しました。

また、県支出金は、モモせん孔細菌病対策補助金や、すもも産地競争力強化支援事業費補助

金など5,956万円を追加しました。

さらに、ふるさと納税寄附金3億8千万円および基金繰入金2億9,370万円などをそれぞれ追加しました。

歳出の主なものは、ふるさと納税事業に2億3,379万円の追加、これは、ふるさと納税寄附金の更なる増額が見込まれることから、返礼品代や事務費などを追加するものです。

また、子育て支援体制の充実を目的とした、令和4年度からの保健福祉部の組織再編に向け、庁舎等施設整備事業等に3,546万円を追加しました。

さらに、すもも産地競争力強化支援事業およびやまなし未来農業応援事業に1,419万円、新型コロナウイルス感染症対策の国県補助金を活用した、学童保育クラブや子育て支援センターの新型コロナウイルス感染症対策支援として、放課後児童健全育成事業と地域子育て支援センター事業に、合わせて1,290万円を追加しました。

このほか、後期高齢者医療特別会計繰出費に2,499万円を、救急医療事業に1,856万円を、基金積立金に3億7,210万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「介護保険特別会計」および「後期高齢者医療特別会計」において、総額3,015万円を追加するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」および「温泉給湯事業会計」の2会計において、資本勘定、収益勘定に総額1,372万円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「公の施設に係る指定管理者の指定について」は、令和4年3月をもって指定期間が満了する4施設について、令和4年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「東山梨行政事務組合からの脱退について」および「東山梨行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について」は、令和4年3月31日をもって、東山梨行政事務組合を組織する地方公共団体から笛吹市が脱退することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減ること、及び同組合の共同処理する事務のうち、斎場の設置、管理及び運営に関する事務に係る財産処分について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「東八代広域行政事務組合同規約の変更について」は、令和4年4月1日から、東八代広域行政事務組合が春日居町を含めた笛吹市全体の斎場の設置、管理及び運営に関する事務を行うことに伴い、同組合同規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件について、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（保坂利定君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後2時いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第28 議案第147号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件につきまして、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案1件です。

議案第147号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4億1,789万円を追加し、総額を410億8,336万円とするものです。

11月19日に、国は新たな経済対策を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、高校3年生までの子どもがいる子育て世帯に対し、子ども1人当たり10万円相当の給付を行うこととしました。

併せて、新型コロナウイルス感染症対策予備費による予算措置を行い、先行して中学生以下の子どもがいる子育て世帯に対し、子ども1人当たり5万円の現金を年内に支給するとしました。

これについては、市町村が実施主体とされており、本市においても、一日も早く支給する必要があるため、関連事業費および事務費を追加するものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより、議案第147号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第147号については、会議規則第36条第3項の規定

により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第147号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第147号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第147号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第147号は、原案のとおり可決することに決しました。

ただいま、議案第147号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第9号）」が議決されましたが、これに伴いまして、議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）」のうち、計数整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第135号の計数整理は議長に委任することに決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日12月4日から12月20日までは、議案審査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日12月4日から12月20日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は12月13日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時06分

令和 3 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 3 日

令和3年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和3年12月13日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第124号―議案第146号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	4番	河 野 正 博
5番	河 野 智 子	6番	武 川 則 幸
7番	神 澤 敏 美	8番	神 宮 司 正 人
9番	荻 野 謙 一	10番	古 屋 始 芳
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	中 村 正 彦
13番	海 野 利 比 古	14番	渡 辺 清 美
15番	中 川 秀 哉	16番	前 島 敏 彦
17番	小 林 始	18番	渡 辺 正 秀
19番	保 坂 利 定		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

訂正をさせていただきます。

開会日に休会を12月4日から12月20日としましたが、12月4日から12月12日に訂正いたしますので、ご了承ください。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問1人終了ごとに暫時休憩をいたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「市長提出議案 議案第124号から議案第146号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは8名から16問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内とします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知をお願いをいたします。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

はじめに、デジタル化の推進について、お伺いいたします。

官民のデジタル改革の司令塔となるデジタル庁が9月1日に発足しました。デジタル庁は、一人ひとりのニーズに合わせ、必要なサービスを選択できる、多様な幸せを実現できる社会を構築に向けて、誰ひとり取り残さない、人にやさしいデジタル化を進めていくとしております。

具体的には、スマートフォンを使い、ワンストップで官民のサービスが使える。就学期や子育て期など、ライフステージに合わせて、必要な行政手続きが最適なタイミングで通知される。健診情報の連携で、どこでも自分に合った医療、福祉が受けられる。鉄道、バスの運行状況、カーシェアの空き状況の連携で、円滑に移動、自然豊かな場所で暮らし、通勤せず、デジタル

空間で仕事も可能、自宅で世界中の教育プログラムが受けられる等々、将来像を示しております。

また、マイナンバー制度の所管庁としてマイナンバーカードの普及にも取り組んでおります。2022年、来年末までにはほぼ全国民に行き渡せる方針であります。2024年度末には、カードと自動車の運転免許証の一本化も始まります。そして住所変更などの手続きも警察署に行かなくても、ワンストップでできるようになります。

このほか、災害時に行政支援を受けるために必要な罹災証明書の電子申請にカードを活用する検討も進めております。

そこでお伺いいたします。

1として、マイナンバーカードを作りたくても、作れない方もいらっしゃると思います。宮崎県都城市では、市の職員の方々がマイナンバーカードの申請に出張支援も行っております。カード交付率は10月1日時点で65.3%、全国平均の38.4%を大きくリードしております。本市の取り組みをお伺いいたします。

2として、高齢者など、身近な場所でデジタル機器・サービスの使い方を学べるデジタル活用支援が必要であると考えます。本市の今後の対策をお伺いいたします。

3として、デジタル人材の育成についてですが、デジタル社会の構築に向けた課題として、デジタル分野の人材不足が指摘される中、現在特にコロナ禍の影響を受けた女性の失業が深刻となっており、女性をデジタル人材として教育し、雇用に結び付けていくということが必要ではないかと考えます。

長野県塩尻市では、2010年から市と、市の振興会社がテレワークによるひとり親に向けた支援、就労支援を行っております。また、介護者や障がい者など時間的制約のある方にも支援対策を広げております。自分の好きな場所、時間で働けることが最大のポイントです。

子育て中の女性や障がい者など、約250人が働いており、そのうち9割が女性です。そしてその半分以上が子育て中の母親ということです。業務はデータ入力やウェブサイト制作など、パソコンを使った作業が中心です。不慣れの人でも安心して始められるよう、研修体制にも充実がされております。

停滞人材の育成について、本市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、マイナンバーカードの出張申請受付についてです。

戸籍住民課では、1カ所おおむね5人以上の申請希望があれば、希望する場所へ出張申請受付に伺っています。出張申請受付については、これまでも広報紙等を通じて企業や各種団体にお知らせしてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により申し出が少ない状況でした。

感染状況が落ち着いてきた10月以降は、ワクチンの集団接種会場、市の集団健診会場、イベント会場および行政区の公民館等へ出向き、申請のサポートを積極的に行っています。直近の2カ月間で合計17回の出張申請受付を開催し、77件の申請がありました。

また、9月から各支所でも申請の受付ができるよう、体制を強化しています。11月には、

申請予約システムを導入しましたので、密を避け、より円滑な申請と交付が行えるようになっています。

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるＩＣカードです。さらに、保険証として利用できるほか、運転免許証の情報をマイナンバーカードのＩＣチップに登録して一体化することも検討されています。

国は、令和４年度末までに、マイナンバーカードをほぼすべての国民に行き渡らせることを目指し、カード所有者に最大２万円分のポイントを付与する、新たなマイナポイント事業などで、更なる取得促進を図ることとしていることから、本市でも普及に努めていきます。

次に、高齢者のデジタル活用支援についてです。

現在、教育委員会が開催している市民講座事業で、パソコン教室やスマートフォン教室を実施しており、参加者の約８割が高齢者です。

今後については、国のデジタル庁の発足や電子申請の普及などの現状を踏まえ、介護予防教室において、スマートフォンのアプリを活用し、教室への出欠席の確認や教室参加者でグループを作成し活動状況を共有するなど、高齢者のデジタル活用支援対策を行っていきます。

次に、デジタル人材の育成についてです。

本市では、働く女性のスキルアップや障がい者の就労に向けて、山梨県就業支援センターおよび笛吹市地域活動支援センターで行われているパソコン講座や職場実習など、デジタル技術を習得できる場を案内しています。

また、国の「女性活躍・男女共同参画の重点方針２０２１」において、女性のデジタル人材育成を支援する方針が決定されたことから、本市でも、女性や介護者、障がい者がデジタル分野で就労するための支援策について検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

先ほどの都城市では、現在、２台の専用の、マイナンバーカードを作る専用の車を用意しまして、３カ月くらいで約２００人の方がこれを作ることができました。各ご家庭に行って、作っているそうです。市の職員の皆さま方が本当に忙しい、コロナの関係で大変な業務をなさっていることも、よく存じております。しかしまた、ずっとマイナンバーカードを作り続けるわけではございません。作るんですけども、ある一定期間まで、とにかく大勢の方たちに一人も残さずという、そういう思いがございます。

例えば、高齢者の皆さま方も作るのを諦めている方もいらっしゃるし、若い方でもケガなどをして、そして入院して退院して家に居ても、その場所までとても行くことができない、そういった方々もいらっしゃいます。

ご高齢者であれば、例えばその専用カーの中で、都城市は写真を撮ったり、タブレットで申請したりも全部するそうですけれども、でも何が足りない、あれが足りないということもあると思うんですね。でも高齢者が、その家に行けば、例えば這ってでも何か持ちに行くことが

できる。そういうことがありますので、もし災害が、今、地震が頻繁に起きております。もし災害がここで起きたときの罹災証明書の発行なども、そういう人たちがしなくても自然とできるような、そういう格好にぜひしていきたいので、どうかこの点をまた検討していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺清美議員の再質問にお答えをいたします。

本市では、先ほどの答弁にありましており、出張申請受付によるマイナンバー申請、また交付業務のほかにはですね、平日、市役所の開庁時間に、どうしても来られないという方のために夜間窓口でありますとか、予約制になりますが、休日でもその方たちに対応できる体制というものは取っておるところでございます。

ただ、このような取り組みをしている関係もありまして、現時点での人員体制では、議員ご指摘のようにですね、個別に、個々にお宅のほうへお伺いしてという対応は、今のところ非常に厳しいだろうというところでございます。

例えばになりますけれども、高齢者であって、デイサービス等をご利用なさっている方などは、ご利用していただいている介護施設であるとか、また地域の民生委員さんであるとか、地区の役員さん方に協力をいただく中で、お近くの公民館であるとか、そういったところへ人数を集めていただければですね、市役所の職員が出向きまして対応できますので、ぜひそういったことをご協力願いたいということをお願いしまして、答弁に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。また、ぜひ分からなくて、作りたい方々は、電話番号とか、ここに掛けてくださいとか、そういった広報を使って、また回覧板などを使って、大きな字で連絡をしていただくことを願います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

リサイクルステーション設置をについて、お伺いいたします。

資源ごみを分別して出すことができるリサイクルステーションの設置が必要であると考えます。

本市では資源ごみを、地域の回収日に出すことができないご家庭のために、アピタ石和店、またイオン石和店のご協力をいただき、資源物回収用のコンテナを設置しております。アピタ石和店閉店により、ビンが出すことができなくなりました。

市内の大型スーパーでも缶やビンの回収は行っておりません。

そこで、地域の回収日以外でも、家庭である一定量多くなってしまった資源物を持ち込めるリサイクルステーションを多くの市民の方々が必要であると訴えております。

また高齢者の方々は、自分たちの地域にあれば出すことができるけれども、遠くて持って行

けないというお声もあります。

県内の多くの自治体が設置しております。本市においても、この必要性を強く感じるものですが、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えをいたします。

リサイクルステーションの設置についてです。

各市町村に行った聞き取りによりますと、県内では14市町村がリサイクルステーションを設置していて、維持管理業務を行政区をはじめ、シルバー人材センターや業者に委託をされており、地区の協力体制の構築や委託費などの経費の増加が課題とのことであります。また、立ち合い等がない中でごみを出せるため「ルール違反や不法投棄が一番の問題である」とも聞いております。

本市では、昨年度、連合区長会において、リサイクルステーションの設置について、一部の区長会から設置を希望するご意見をいただきました。その際、県内の状況とともに、メリット・デメリットを報告しましたところ、リサイクルステーションの維持管理に係る地元の負担増や、行政区への資源物回収奨励金の減少、不法投棄など様々な課題に対する懸念等が出され、連合区長会としての設置要望には、至らなかった経緯がございます。

市では、近年における可燃ごみの減量率の鈍化、資源物回収量の頭打ち感の改善に向け、あらゆる方策を検討することとしておりまして、リサイクルステーションの設置についても、その有効性を含め、引き続き研究をしていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。私たち会派は以前、葉っぱ産業の葉っぱで、料理のツマにある、それでご高齢者が収入を得ている、そこの上勝町に行っていました。

そこでは、本当にこういったリサイクルもとても進んでいて、今は立派な、すごい数の分別をしていまして立派になっていますけど、最初のころ行きましたから、本当にコンテナみたいな、果物を入れる、そういう箱が並んでおりまして、そしてきれいに、それに入れられていました。そしてそこには、このビンの写真を置いて、こういうビンを置くんだよとか、こういうことをするんだよって、一つずつ丁寧にされておりました。とてもそれが印象的に残っております。

例えば、屋根がある、もうすでにそこらへんのところは屋根があります。そして空いているところもあります。ステーションと言っても、そんなにお金をかけてどうとかするのではなくて、そういったコンテナみたいな籠を置いて、せめて防犯とか、そういうことで違法があつてはいけないからカメラを設置して、そして職員の人たちが居る時間帯でいいです。居る時間帯から帰る時間帯で、カギをかけても、それでも皆さんはいいと思うんですね。ご高齢の方たち

は夜、歩きませんから、そんなに。それで近くであれば、押し車を押して、トコトコと持ってくる事ができる。たくさんになってしまうと、年を取っていくと、なかなか運ぶのもえらくなって、そしてお一人暮らしだと本当にえらいと言うんですね。

だから試して、お金をかけなくてもそんなにいいですから、試してぜひ、1カ所、屋根があるところがあります、支所にはありますから。そういうところで試していただきたい。ぜひこれを希望いたしますが、ご検討をよろしく願いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま、1カ所でも、試験的にでもリサイクルステーションをとというご意見でございましたが、われわれ先ほどの答弁でも申しましたとおり、資源物をはじめ、リサイクル意識の高揚でありますとか、当然ながらごみ減量についてはですね、あらゆる方策を検討するということをし述べさせていただきました。その1つのご意見として、お伺いをしたいと思います。

ただし、先ほど申しましたとおりですね、例えば支所に1カ所置くとなると、地区外の方たちも当然出せるわけでございますから、その地域の奨励金の収入にですね、影響が及ぶ可能性もございますし、防犯カメラ、またその監視等についてはですね、やはりどうしても経費がかかってしまうというようなこともございます。引き続きですね、総合的に研究をさせていただいて、検討したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

やはり資源物回収とか、そういった、きれいにしていくということでも必要ですけども、なかなか溜まってしまうと、なかなか片付けようという意思がなくなってきます。だんだんだんだん溜まってくると、このままでいいやと、そういう気持ちも出てくる場合もございますので、どうか、より良いリサイクルを求めるために、今後もよろしく願います。

以上で、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を午前10時35分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

はじめに、去る10月31日に行われました第49回衆議院選挙におきまして、公明党は初挑戦の広島3区をはじめとする小選挙区で全員当選を果たし、比例区では23人が当選、合計で3議席増の32席を獲得し、大勝利を収めることができました。

また、比例区笛吹市選挙区におきましても3,974票を獲得し、市民の皆さまからのご評価もいただきました。

公明党に対し、深いご理解とご支持を寄せてくださいました笛吹市民をはじめとする国民、有権者の皆さま、とりわけコロナ禍という未曾有の状況の中、最後の最後まで血のにじむような奮闘で公明党を大きく押し上げてくださった全国の党員、支持者の皆さま、創価学会の皆さまに心より御礼を申し上げます。

公明党は小さな声を聞く力、また議員のネットワークを生かしまして、コロナ禍、感染症に強い国づくりや経済の再生、子育て支援の拡充など、公約実現に総力を挙げてまいります。

それでは通告に従いまして、1問目の質問をさせていただきます。

今、コロナ禍におきまして、なかなか皆さまからの声を直接伺う機会が持てませんでした。そういう中におきましても、通信や、また議員活動の中で様々なお声をいただく中、この1問目の笛吹市防災行政無線の維持管理・改善策について伺うの質問に至ったわけでございます。

本年3月に策定されました長寿命化計画の中で「本市では、国の方針に基づき、平成21年度から3カ年度をかけ、防災行政無線をデジタル化しました。今後、情報に対する市民ニーズが多様化、高齢化する中で、市民に、災害時においては、確実に防災情報を、平時におきましては、多くの広く行政情報を届ける手段として有効であり必要不可欠な設備であると。」とした上で、「現在、防災行政無線を運用していく中で、市民の皆さまから「騒音がして聞こえない」「騒音にしか聞こえない」「何を言っているのかよく聞こえない」「暴風雨時に聞こえない」などの意見が多く寄せられております。基地局や中継局の機械設備については、デジタル化整備の際に更新を行いましたが、バッテリーの耐用年数が超過していることから、交換する時期を迎えております。また、再送信子局や子局の柱の耐用年数が30年となっており、市内271基中100基以上が耐用年数を迎えている現状です。」と維持・運用管理の課題も抱えております。今後、笛吹市防災行政無線の維持管理・改善策など早期実現を求め、以下のとおり市当局のご見解をお伺いいたします。

（1）本年3月に策定した長寿命化計画に伴う笛吹市防災行政無線の保有現状は。

（2）拡声音量レベルに規定はあるのか。また、市街地と山間地の拡声音量の調整は可能であるか。

（3）学校や病院、そして先ほどの渡辺議員の質問にもありましたが、デジタル化にもよりましてリモートワークが進む中、これに配慮するための、通常時の定時放送（1日あたり正午・

夕方) や、また回数制限などの運用計画はあるか。

4つ目として、近い将来、国では公共施設に無料W i - F i の設置や第5世代移動通信システム(5G)などデジタルトランスフォーメーション化が進む中、モバイル端末や携帯電話など活用で市街地の屋外拡声局の統合・削減計画ができるか。

以上で1問目の質問とさせていただきます。

○議長(保坂利定君)

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長(深澤和仁君)

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、防災行政無線の保有状況についてです。

本年3月に策定しました長寿命化計画に記載のある防災行政無線の再送信子局を含む屋外拡声子局の保有数は、271局です。

民有地に設置された子局2局について、11月までに地権者の都合による移設の依頼がありました。付近の子局のスピーカーの増設や方向の調整を行い、移設依頼のあった子局を撤去したため、現在は2局減り269局となっています。

次に、拡声音量レベルの規定、市街地と山間地の拡声音量の調整についてです。

防災行政無線の音量レベルについては、山梨県拡声器による暴騒音の規制に関する条例の規定により、規制の適用除外となっています。

屋外拡声子局は、半径約300メートルの間隔で配置されており、この範囲に音が届くよう、子局の根元で85デシベルから90デシベルまでの音量で放送しています。

また、市街地と山間地とで配置の考え方に違いはありませんが、市街地では、建物の影響で音が届きにくいことから、子局の間隔は、山間地に比べ若干短い間隔で配置しています。

次に、通常時の定時放送や回数制限など運用計画についてです。

放送内容は、定時放送のほか、防災、防犯、行政事務に係る放送をしています。

試験放送としての定時放送は、防災行政無線が正常に作動することを確認するため、毎日1回、夕方に時報を流しています。季節により、春、夏は午後5時に、秋、冬は午後4時半に放送しています。

その他の放送は、同一日において同じ内容の放送を行わないこととしていますが、依頼に基づき放送を行うため、放送する件数の制限は行わない運用としています。

次に、モバイル端末や携帯電話など活用による屋外拡声子局の統合・削減計画についてです。

現在は、防災行政無線のほかに、笛吹市防災行政無線メールおよび防災行政無線の内容を電話で聞くことができるサービスを運用しています。

現在の防災行政無線の基地局や支所の機器は、導入から10年が経過し、部品の調達が困難な状況となり、機器の更新時期を迎えています。

この機器の更新に合わせ、スマートフォンアプリへの音声と文字情報の配信やメール、SNS、ホームページ、電話などへの一斉配信システムの導入を検討しています。

しかしながら、このシステムは、大規模地震等により、インターネット回線が使用できない場合、一斉配信ができなくなるため、防災行政無線は、現状を維持していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。この防災行政無線、有線防災無線ですね、の中で、今現在、この計画の中で1年間の維持管理費の金額と、また財源更正、そして今後、予定される可能性がある、この新システム導入に対する初期投資等の金額が分かりましたら、ご提示をお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

防災行政無線の保守管理業務委託に要する経費は、およそ960万円でございます。財源については一般財源を充てております。また、機器の更新につきましては、令和5年度に更新する予定で検討している段階です。

機器の更新に要する経費は、概算で6千万円程度、アプリ等の導入に要する経費は概算で2,500万円程度を見込んでおります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。現状の費用、また今後の予定ということでございました。特に現状、269基ある防災行政無線でございます。これは、やはり有線を利用した内容となつていえると思います。わが家におきましても、実際、今年、夏に雷が落ち、わが家のインターフォンは今、不通となっております。こういった場合、有線の場合は直撃にくるという、これもまた然りです。

今後、無線を使った状況でございますと、その機器を修繕することによっての費用対効果が生まれる可能性がありますので、ぜひとも多少の初期投資はかかるかもしれませんが、ゆくゆくの内容としては有効ではないかと思っておりますので、またご検討をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第2問に移らせていただきます。

笛吹市版「グリーンインフラ」の早期導入について、お伺いいたします。

国は、平成27年に閣議決定しましたグリーンインフラストラクチャーについて、国土交通省が行っております。

現在、自然が持つ多様な機能を活用して道路や河川などの社会基盤を整備する「グリーンインフラ」の導入が進んでおります。

これには、CO₂削減や防災・減災など地域課題の複合的解決を進める観点から、公明党は先の衆議院マニフェストで導入を訴えてまいりました。

この国土交通省も昨年「グリーンインフラ大賞」を創設し普及に取り組んでいる中、今

後の課題の一つとなるのが認知度を向上させることが目標となっております。これにより、来年度の予算の概算要求の中で、関連予算につきまして、前年度の倍近い204億円に増加が予定されております。これは流域治水の取り組みと一体となった緑の創出など進め、参加する自治体会員数を本年9月時点の79団体から、2022年度末までに300団体へとする計画でございます。今後、笛吹市版「グリーンインフラ」の早期導入を求め、以下、市の当局のご見解をお伺いいたします。

(1) 現在、笛吹市が推進する事業のうち「グリーンインフラ」の導入に該当する計画はあるか。

(2) 国土交通省が所管する流域治水対策、また気候変動への対応や国連が定める持続可能な開発目標(SDGs)、さらに経済産業省が所管する環境対策への貢献を重視する「ESG、環境、また社会、またガバナンス投資」のため笛吹市版「グリーンインフラ」を導入する計画はありますか。

以上、2問目といたします。

○議長(保坂利定君)

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長(返田典雄君)

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、市の事業で、「グリーンインフラ」の導入に該当する計画についてです。

グリーンインフラは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。

国においては、社会資本整備や国土利用などで、安全・安心で持続可能な国土の形成や生活の質の向上等のグリーンインフラに関する取り組みを推進しています。

本市では、ハード、ソフトの両面において自然の多様な機能を活用した事業を行っており、11月12日に竣工した笛吹みんなの広場でも、コンセプトの1つに、「自然を感じられる場」を掲げ、紅葉が楽しめるような植栽を行い、芝生広場での運動などで訪れた人々が楽しんでいただける場となるよう整備しています。

急峻な河川や生活道路等グリーンインフラの活用が難しいものもありますが、今後も事業計画に当たり、自然環境を意識して計画していきます。

次に、笛吹市版グリーンインフラを導入する計画についてです。

笛吹市総合計画をはじめ、笛吹市環境基本計画、笛吹市緑の基本計画、笛吹市都市計画マスタープランなどでは、「グリーンインフラ」とは称してはいないものの、自然環境を生かしながら、防災・減災、環境対策および持続可能な社会の実現を目指すSDGsにも寄与する取り組みを推進しています。

また、グリーンインフラは、投資先の企業の長期的な成長を測るための判断材料にもなるESG投資とも親和性が高いとされており、環境問題に高い関心を持つ民間資金や人材を呼び込むことも期待されます。

今後も、本市の自然豊かな環境を生かしながら、各施策に取り組んでいきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。すでに進められている先進自治体におきましては、健康増進や心理的な潤いやレクリエーションの場、また文化的活動の基礎、教育の場、緑の多様な機能として、様々この制度を利用されております。

そして、子どもの創造力を育み、また環境に対する興味、関心を高める。そして森づくりを通じた市民の交流やイベントによる交流会の充実など、様々なことに利用され、市民、また国民の皆さまにも喜ばれていると伺っております。

さらには、先ほどもありましたように流域治水や、また道路等の拡張等にも有効だという財源でもございます。

ぜひとも取り組んでいただくためには、まず、国の推奨するグリーンインフラのプラットフォームにご参加いただくことが重要かと思います。

この点について、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

グリーンインフラ、官民連携プラットフォームは、国、地方公共団体、民間企業、大学、研究機関など、多様な主体の参画および連携により、グリーンインフラを推進することを目的に発足されました。

本市でもこのプラットフォームに登録し、グリーンインフラにかかる情報を収集していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。まさにこれからも笛吹市が取り巻く環境を推進するためにも、この制度は有効だと確信をしております。また今後、議員活動の中でしっかりとまた政策に実現をさせていきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野正博君の質疑および質問を許可します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、新風会の河野正博が一般質問いたします。

質問の前に、市内を走りますと、「通学道路」という看板や「速度を落とせ」という看板や白線が新しく白くなったところが見受けられます。これは緊急対策として、していただいたということで大変ありがとうございます。引き続き、ぜひ子どもたちの交通安全を守るために、継続してやっていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

長寿命化計画（消防防災施設編）では、消火栓を2,500基以上保有しております。すでに寿命を迎えた消火栓もあり、修理用の部品が生産終了しているため、思うように修繕ができない消火栓もあると聞いています。

そこで、現状認識を共有し計画的な修繕、移設、新設等となるよう、お伺いをいたします。

1番、令和3年度、行政区および消防団からの修繕、移設、新規の要望は、それぞれ何件くらいあるか、お伺いをします。

2番、消火栓の修繕、移設、新設予算について、令和3年度予算額をお伺いします。

3番、新設、修繕の場合、1基当たりの工事費用について、それぞれの概算費用をお伺いします。

4番、消火栓の工事は、水道工事と連携して進めているとのことだが、消火栓工事の主体はどこの部署か、またどのような進め方をしているのかお伺いします。

5番、現状把握が必要だと考えますが、その方法および今後の予算化を含めた計画について、執行側の見解をお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、令和3年度の行政区および消防団からの修繕、移設、新設の要望についてです。

令和3年度の行政区からの要望は、修繕1カ所、新設7カ所です。

また、消防団からの要望は、修繕1カ所です。

次に、令和3年度の予算額についてです。

令和3年度の消火栓に関する予算額は、新設や移設で300万円、修繕が100万円です。

次に新設、修繕の場合、1基当たりの工事費の概算費用についてです。

新設の場合は、舗装の本復旧まで含めると、1基当たり平均で120万円程度の工事費が必要になります。

また、修繕に係る費用については、部品交換で済む場合と、設備の入れ替えが必要となる場合とで大きく異なりますが、平均で50万円程度となります。

次に、消火栓工事の所管と進め方についてです。

消火栓施設は、水道法により水道施設の一部とされているため、新規設置工事および修繕については、公営企業部水道課が行っています。

また、消火栓は、主に消火活動のために使用することから、工事および修繕については、防災危機管理課が予算を計上し、負担金として公営企業部に支払います。

工事および修繕については、行政区からの要望に基づき、水道課と協議を行い、翌年度施工する場所を決定しています。

しかし、年度の途中で漏水や陥没など、緊急対応が必要な消火栓が報告された場合は、その都度、水道課と協議を行い、優先順位の変更などで対応しています。

次に、現状把握の方法および今後の予算化を含めた計画についてです。

消火栓の点検は、防災訓練等の機会に、消防団各部に定期点検を依頼し、不具合が報告された消火栓については、確認と修繕を行っています。

耐用年数を迎えた消火栓については、専門的な視点での確認作業の必要を含めて検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。それで、今回の私の質問は、消火栓に限ってスポットを当ててやりましたが、実は防火水槽も約500基、市内にはございます。古いものも含めて、新しいものも含めて。それもぜひ併せて、点検のときに良し悪しを点検していただきたいということをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

2問目、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについてです。

12月3日、山下市長の行政報告および提案議案要旨説明の中で、教育センター設置の説明がありました。

不登校児童生徒への支援を目的に、令和4年4月に設置するという方向で検討を進めているということでした。

私は非常に期待しておりますので、ぜひ計画どおり、お願いをしたいと思います。

そこで、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについてお伺いをいたします。

1番、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについて、幼児、小学校、中学校、それぞれおおそ何人いるのか、お伺いをいたします。

2番、ヤングケアラーについて、どのように捉えているのかお伺いをいたします。

3番、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーへの対応の所管部署はどこなのか、お伺いをいたします。

4番、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーについて、教育委員会や福祉部署等の連携について、お伺いをいたします。

5番、ヤングケアラーへの対応は、いじめ、不登校、児童虐待の問題と共通する対応だと考えていますが、何か特別な対応が必要か見解をお伺いします。

6番、子どもたちにヤングケアラーに関する知識や認識が必要と思いますが、学校現場などでの教育の必要性について、お伺いをいたします。

7番、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーの相談しやすい環境づくりについて、お伺をいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、幼児、小学校、中学校における、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーの人数についてです。

令和2年度の子育て支援課および学校教育課ふえふき教育相談室への相談実績によると、いじめは幼児が1人、小学生が2人、不登校は小学生が14人、中学生が11人でした。児童虐待は幼児が43人、小学生が38人、中学生が6人、ヤングケアラーは中学生が1人でした。

一方、市教育委員会の調査では、些細なトラブルも積極的にいじめと捉えた、いじめの認知件数は、小学校で643件、中学校で80件、不登校は小学生で37人、中学生で102人でした。

なお、令和3年7月に県教育委員会が実施したヤングケアラーの実態に関するアンケート調査では、本市の小学生20人、中学生137人が「世話をしている家族がいる」と回答しています。県は、そのうち何人かがヤングケアラーの可能性があるとしています。

次に、ヤングケアラーをどのように捉えているかについてです。

ヤングケアラーに法令上の定義はありませんが、令和3年2月に国が、同年7月に県が実施したヤングケアラーの実態に関するアンケート調査では、ヤングケアラーを、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもと定義しています。

また、国では、障がいや病気のある大人に代わって家事や幼い兄弟の世話をしている子ども、障がいや病気のある家族を世話している子ども、家計を支えるために労働して家族を助けている子ども等と例示しています。本市においても、国・県と同様に捉えています。

一方、報道では、国・県が実施したアンケートで「世話をしている家族がいる」と回答したすべての子どもをヤングケアラーとするなど、誤解を招く論調も見られることから、ヤングケアラーについて正しく理解していく必要があると考えています。

なお、子どもが家事や家族の世話をお手伝いすることは、大変尊いことであり、ケースの状況によっては、一概にヤングケアラーとして取り扱うことは、適切ではないと考えます。

次にいじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーの所管部署および教育委員会や福祉部署等の連携についてです。

いじめ、不登校は、主に教育委員会が対応しており、児童虐待、ヤングケアラーは、主に子育て支援課が対応しています。

なお、それぞれのケースの状況によっては、教育委員会と子育て支援課などの保健福祉部の関係課が連携し、柔軟に対応するとともに、必要に応じて、児童相談所や警察などの関係機関とも連携し対応しています。

次に、ヤングケアラーへの特別な対応についてです。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であり、なおかつ潜在化しやすいため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、早期発見に努めるとともに、状況に応じ

て介護サービスや福祉サービス、医療等につなげていく必要があると考えます。

次に、ヤングケアラーに係る学校現場などでの教育についてです。

ヤングケアラーであることを本人が自覚していないケースも考えられることから、ヤングケアラーの状況を正しく理解させるとともに、苦しいときや困ったときには他者に助けを求めることができるよう、「SOSの出し方に関する教育」を充実させていくことが重要だと考えています。

次に、相談しやすい環境づくりについてです。

子どもや保護者が気軽に相談できるよう、相談先を案内するチラシの配布や介護、福祉、医療従事者への周知が必要と考えます。

また、学校においては、日頃から子どもたちとのコミュニケーションを大切にし、教職員が受容や共感をもって子どもたちと良好な人間関係を築く中で、相談しやすい環境づくりに努めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。数字は捉え方によって、個人で違うと思いますが、意外に多いという印象を私は捉えました。

それで再質問は、1問目ですけど、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラーなどが起きないように、予防的な支援も必要だと考えています。このことについて、予防策に対する施策をお伺いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会というより学校の現場では、ヤングケアラー、いじめ、問題行動等の兆候を事前に把握するために、SOSの出し方に関する教育と、先ほどの答弁でも申しましたが、そういったことに取り組んでおります。

具体的には、例えば誰にでも体や心の変化により悩みがあるということを知ってもらうように、授業の中でお話しております。

それから心の危機のサインについて考えるですとか、悩みの対処方法、特に初期相談、はじめの一言をなんと言ったらいいのかとか、そこの一言が出ると次に結びつくので、そんな対応を授業の中で指導をしております。そんなことで、早期発見につながることが大事だと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。こういう問題は、起こさせないような環境づくりが非常に重要だと思いますので、ぜひ起こさせない教育等々を実施していただきたいと思います。

再質問の２問目をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（保坂利定君）

意見を述べてください。

○４番議員（河野正博君）

意見で。はい、分かりました。

それじゃあ、意見ということで、私の思う、一番重要なのは、子どもたちとその保護者、あるいは教師および支援団体との間の信頼関係が一番必要だろうと思います。

なんでも相談しやすい環境にあることも大事ですが、人間同士の信頼関係があると子どもたちも相談しやすい、あるいは大人も声をかけやすいというふうに考えておりますので、このへんのこともぜひやっていただきたいと思います。

ヤングケアラーについてですが、令和３年９月、山梨県の調査報告書が開示されました。小中高の児童生徒およびその支援者全般にわたって、かなり大規模な調査となっています。この調査によりますと、１６人に１人の割合で、お世話をしている家族がいると回答しており、そのうち約７０％の児童生徒が不都合、不具合を感じていないという回答になっています。

本来、家族の世話や家事を手伝うことは、先ほど、部長さんのほうからおっしゃれたとおり、温かな心を育てる教育の重要な場でもあるというふうに捉えています。家族の世話について、やりがいや自分に与えられた責任ある仕事と捉え、当たり前のこととして感じている子どもが多くいます。

祖父母の世話や幼い兄弟の面倒をみること、共働きの両親の代わりに家事をすること、褒められるべきこのような自立した子どもに対して、あなたはヤングケアラーかもといったような設問は、あたかも尊い行いを否定するような印象を持ちました。

また、いじめ、不登校、児童虐待、ヤングケアラー対策の肝は、子どもの状況をしっかり捉える保護者や教職員の目、子どもたちがＳＯＳを発信しやすい開かれた窓口、相談しやすい信頼関係の構築、また令和４年提案の教育センター等の施設が有機的に連携することで対応する必要があるとも考えています。何より、起こさないための支援が重要です。信頼関係の構築が、この問題の礎ではないかとも捉えております。

アメリカのマヤ・アンジェロウという詩人がおります。２０世紀、最も尊敬される人間だと言われております。しかし彼女は、尊敬を集めているのが、そのような多彩な才能が理由だけではありません。彼女は黒人差別の激しい南部の貧困に生まれ、小さいころから義父から虐待を受けたり、１７歳でシングルマザーになったり、生活のために売春婦になるなど壮絶な人生を送ってきたわけですが、そのような逆境を乗り越えて偉大な人物になったことが、数多くの人々を魅了する理由なのです。

このマヤ・アンジェロウの言葉に次の言葉があります。「誰かの曇った心の虹になれるように努力しましょう」。もう一度、「誰かの曇った心の虹になれるように努力しましょう」。私たちは、このような子どもたちに対しても、この誰かの曇った心の虹になれるような支援なり、援助なりを行う必要があるのではないのでしょうか。

以上、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後１時３０分といたします。

休憩 午前１１時３５分

再開 午後 １時３０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、武川則幸君の質疑および質問を許可します。

６番、武川則幸君。

○６番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

議長の許可をいただきましたので、連携中枢都市圏構想についておよび市道１－２７号線、通称直進道の環境整備についての２件について、質問いたします。

質問の前に、市内において、新型コロナウイルスに感染された皆さまにお見舞いを申し上げるとともに、医療従事者をはじめ、感染拡大の防止に取り組まれています関係者の皆さまに感謝と敬意を表する次第であります。

それでは、以下、質問に入ります。

まず最初に、連携中枢都市圏構想について伺いたいと思います。

国は平成２６年度から、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化および生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策の全国展開を行っています。

なお、連携中枢都市圏構想推進要綱では、わが国全体の人口が引き潮の時を迎える中で地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から推進し、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものでありますが、市町村合併を推進するものではないとあります。

今の時代は、各地方公共団体は一定の事業については、単独で行うよりも効果・達成度が見込まれる、「圏域」による事業の推進に向かうことが必要と思われます。

令和３年４月１日現在、３６市、３４圏域が連携中枢都市圏を形成しています。

また、本年１１月、山梨県、新潟県、長野県、静岡４県が、アフターコロナを見据えた地場産品の消費拡大や観光促進での連携を柱とする、広域経済圏を形成する「バイ・山の洲」構想の推進に向けた共同宣言を採択いたしました。

このような中、県内では、令和２年度から各市町の企画・政策担当の管理職で構成する県央

自治体実務者会議において協議しておりますが、その内容など次の点について質問いたします。

1つ目は、連携中枢都市圏構想の目的である、次の3つの役割についての具体的内容を伺います。

アとして、圏域全体の経済成長のけん引。

イとして、高次の都市機能の集積・強化。

ウとして、圏域全体の生活関連機能サービスの向上。

2つ目に、「県央自治体実務者会議」の構成団体と、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

3つ目に、国の財政措置については、中核市の甲府市には、取り組みに対する1.5億円の普通交付税と年間1億2千万円程度の特別交付税が交付されます。また、笛吹市などの連携自治体には、事業費の8割を上限とする年間1,800万円の特別交付税がありますが、連携協約後、笛吹市へのメリットがある取り組みについて、具体的にどのような事業を想定しているか。さらに、笛吹市と甲府市による、個別的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

まず、3つの役割の具体的な内容についてです。

圏域全体の経済成長のけん引については、広域観光の推進や地域農業の強化などに取り組むこととしています。

高次の都市機能の集積・強化については、リニア開通による広域交流拠点の形成、圏域に点在する公共施設・公共インフラの広域的利活用などに取り組むこととしています。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、医療、介護、防災・防犯などにおいて、広域で支え合う共生社会の形成、移住定住の促進、職員や情報システムなどの行政資源を有効に活用するための、圏域マネジメント能力の強化などに取り組むこととしています。

次に、県央自治体実務者会議の構成団体と今後のスケジュールについてです。

県央自治体実務者会議は、本市のほか甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町の9市1町で構成しています。

当初、今月に甲府市が、連携中枢都市宣言をする予定でいました。しかし、10月に開催された関係自治体の首長の会議において、自治体連携の必要性は理解された一方で、消防の広域化に関する課題などがあり、さらに協議を重ねる必要があるとの意見が、多くの首長から出されました。

このことを踏まえ、甲府市が連携中枢都市圏の形成に向けた、今後の進め方やスケジュールなどについて、再度、検討しています。

次に、笛吹市にメリットがある取り組みとして、想定される具体的な事業についてです。

圏域全体の経済成長のけん引では、広域観光の推進、広域観光プロモーション、特産物の6次産業化、販路拡大・地産地消などが、高次都市機能の集積・強化では、公共交通ネットワークの構築、リニア駅につながるアクセス道路の整備などが想定されます。

また、圏域全体の生活関連機能サービスの向上では、在宅医療・介護連携推進、移住定住の

促進などが想定されます。

個別に取り組む施策については、浸水常襲地域である境川町大坪地区から甲府市白井町地区へ流れる大坪尻川の改修や市境における公共下水道の相互接続などを、甲府市に求めていきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

ありがとうございました。

この構想を最大限に活用するため、先進地圏域の事例を見ますと、目的の1つである圏域の経済成長のけん引に関しては、石川中央都市圏では、圏域全体の滞在型観光を推進するための体制を構築するとともに、圏域の観光資源、地域資源を組み合わせ、様々なテーマの周遊観光ルートを企画、発信する戦略的な観光施策の推進事業が、また新潟広域都市圏では、圏域内の魅力的な観光資源をつなぐ周遊ルートを掲載したガイドブックを多言語、日本語・英語・中国語・韓国語で作成し、観光プロモーションに活用する広域観光ガイドブックの作成事業が、また鹿児島連携中枢都市圏では、圏域の豊かな農村資源を活用し、農家民宿での田舎暮らしのほか、観光や農業体験をセットにしたグリーンツーリズム宿泊体験ツアーなどがあります。

なお、圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、播磨圏域連携中枢都市圏と因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏では、図書館の相互利用促進事業を、長野地域連携中枢都市圏、熊本圏域連携中枢都市圏および因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏では、保育の広域利用の拡大事業などがあります。

笛吹市の観光業の振興、若年世帯の子育て環境の改善に寄与する事業などのほか、活用が有効と思われる先進圏域における事例の取り組みを研究・検討するなど、この連携中枢都市圏構想を最大限に活用することを期待して、次の質問に移ります。

次に通告2問目の市道1-27号線、通称「直進道」の環境整備についてお伺いいたします。

この道路は、御坂みちの一宮御坂インターチェンジ南交差点から南進し、主要地方道白井甲州線笛吹ライン、県道栗合成田線および県道竹居御坂線が交わる、栗合交差点までの約1.5キロメートルの片側一車線の道路です。

栗合交差点からは、八代ふれあい公園や境川町へ、また、芦川町すずらの群生地などへ通じる重要な観光路線でもあります。

白井甲州線笛吹ラインは、御坂町蕎麦塚地内で拡幅整備工事中であり、市南部地域への利便性向上を図っています。

直進道の植樹帯については、合併前に「花桃」が植栽され、区長会・地域審議会などが手入れを行っていましたが、平成28年度に樹勢が悪く倒木の危険や病害虫による近隣への迷惑を鑑み伐採いたしました。

植樹帯の管理については、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみて、行政がこれを支援する制度である「アダプト・プログラム」的貸し出しを広報いたしましたが、応募者がなく現在に至っています。

なお、年に2回シルバー人材センターに委託し除草を行っています。

笛吹市の玄関的道路としては、大変寂しい状況であります。

植栽樹 1 7 6 カ所の管理については、撤去・フラット化も検討すべきと思われますが、本市の整備に関する今後の取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

市道 1－2 7 号線、通称「直進道」の環境整備についてです。

市道 1－2 7 号線は、合併前の御坂町で、一宮御坂インターチェンジから町の中心部へ向かう路線として整備され、歩道の植樹樹に花桃が植栽されました。

その後、地域の皆さまのご協力をいただく中で、維持管理を行ってきましたが、病害虫の発生や果実の落下により、沿線の皆さまや通行する方々の迷惑となることから、平成 2 8 年度に伐採され現在に至っています。

今後は、年度計画により順次植樹樹の撤去を行い、通行スペースの確保を図っていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6 番議員（武川則幸君）

年次計画により改修をしたいとの前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

直進道からは、甲府盆地のうしろに標高 2, 7 6 4 メートルの地蔵岳と観音岳、薬師岳の鳳凰三山が、さらに甲斐駒ヶ岳、そして日本で 2 番目に高い山、3, 1 9 2 メートルの北岳と間ノ岳、農鳥岳の白根三山など、素晴らしい眺望が楽しめます。

ちなみに私は若いころ、日帰りで北岳と地蔵岳に登頂いたしました。山梨の自然を楽しむことができました。

本題に戻します。

この景観を活かしながら、現在、地元行政区や任意のグループ、御坂会などで駐車スペースを確保して、観光案内版を設置し、市内の観光地をアピールすることなど、直進道に関して話し合いを行っていることと承知していますが、皆さん方の意見を聞く中で、笛吹市としては首都圏から一宮御坂インターチェンジを経由して、また河口湖方面からの観光目的の皆さんをお迎えする笛吹市の玄関口であるとの気持ちで、直進道を改善されることを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

1 3 番、海野利比古君。

○1 3 番議員（海野利比古君）

関連質問いたします。

先ほど、武川議員の一般質問に対する答弁の中で、植栽柵の撤去を順次というふうなお答えがあったわけですが、ただいまの武川議員の最終の意見にもありましたように、この直進道1.5キロは、旧御坂町の時代に住民の熱い思い入れがあって、開通に向けた道路だと承知しております。そして、つい最近までは、春先にきれいな花が咲く花桃を植えて、皆さんの努力の結果、保たれてきた景観を維持していたんですが、残念ながらいろいろな諸問題の中で伐採され、現状にあると思うんですが、そういう中で、今、ご答弁の中にあるような撤去一筋ではなくて、地元の皆さんの要望を取り入れた中で、もう少し柔軟な対応、ならびに将来夢のある道路としての存続を強く望むものであるというふうな意見を、武川議員も最後に申し述べたとおりでございます。

われわれもこの直進道の重要性、ならびにこの道路の景観を維持しながら、笛吹市の夢のある道路として、素晴らしい道路として残していけるような思いを持っておる一人でございますので、ぜひそのへんのことを考慮に入れていただきながら、この先の直進道の整備に向けて、もう少し御坂地域における皆さんの要望を組み入れた計画を、この先も引き続きお考えの中に取り入れていただきたいという強い要望を改めて申し述べていきたいと思っておりますので、これに向けてのご回答がいただければ、幸いかと存じます。

以上です。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

海野議員の関連質問にお答えさせていただきます。

この路線につきましては、緑豊かな地域にございまして、植栽柵を取ることによって歩道が拡幅できるという利点もあると思います。その意味では、植栽柵の撤去というのは、大変有用なことではないかと思えます。

議員さん、また武川議員のおっしゃるとおり、地域の皆さま方が通る道路でございますので、地域の皆さま方の意見を聞くということも大事なことだと思いますので、植栽柵の撤去につきまして、地元の方々に説明を行いながら、併せて地域の皆さま方のご意見を伺った上で、実施したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

ほかに関連質疑および質問はありませんか。

海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きそのような方向で地元の皆さんの意見を取り入れた中で、ぜひそういう方向の整備に向けてご活躍をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

ほかに関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、岡由子君の質疑および質問を許可します。

1番、岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

新風会の岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

1. GIGAスクール構想におけるタブレット端末導入後の課題と対策について。

全国の小中学生に1人1台のデジタル端末を配布するGIGAスクール構想が国の施策で実施されました。本市においても令和2年度末ころには全生徒が使用できる環境にあったと伺いました。導入後、約1年が経過し、課題や今後の展開が見えてきたかと思えます。

先般、新風会では石和東小学校と石和中学校において授業の視察をさせていただきました。関係者の皆さまには、貴重なお時間をいただき感謝いたします。学校におけるタブレット端末導入の実態を3学年ずつ視察させていただき、生徒や先生方の利用状況を見ることができました。

11月24日付け山梨日日新聞によりますと、県公立小中学校長会は、8月18日から9月3日、全公立小学校166校を対象にアンケート調査を実施しました。一般教員1,934人から回答を得ました。その結果によりますと、日頃の活用頻度を尋ねたところ、「週に数回」が33.8%で最も多い一方で、「まったく使っていない」と回答したのは18.7%との結果でした。約2割の先生は利用していないことが分かりました。また、利用する上での課題について尋ねたところ、「自分のスキル（技能）」との回答が最多で66.4%、次いで「支援員など人的サポート」が43.7%となりました。

本市において、タブレット端末導入後の課題について伺います。

（1）授業で端末を使用している教員はどの程度ですか。

（2）現在の使用頻度や時間は平均して1日どの程度でしょうか。

（3）タブレット端末導入で懸念されることに書く力の低下がありますが、対策はどのようにされているでしょうか。

（4）先般、小学6年の女子児童がタブレット端末に悪口を書かれたなどのいじめを苦に自殺するという痛ましい事件が報道されました。本市でのセキュリティ等の対策および使用方法に関する指導はどのように実施していますか。

（5）タブレット端末で利用できるソフトはどのようなソフトですか。そして、十分と思われますか。

（6）本市においてもアンケート結果にあるようにタブレット端末を利用する上で、自身のスキルに不安を感じる教員が多いのであれば、教員のスキルアップを支援する体制が必要では

ないでしょうか。市の学力向上委員会で指導法の検討をされているとのことでしたが、対策等の具体的な内容はどのようになっているのでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

岡由子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、授業で端末を使用している教員の割合についてです。

12月2日現在で、市内小中学校で調査しました。1人1台端末は、約9割の教員が授業で使用している状況にあります。

次に、1日当たりの使用頻度や使用時間についてです。

学年や教科によって異なりますが、1日当たりの授業での使用頻度は2コマ程度、使用時間は30分ぐらいです。

次に、タブレット端末の導入で懸念される書く力の低下についてです。

学校では、自分の考えをノートにまとめたり、黒板の文字を正確に写したりするノート指導も重視しており、書く活動のすべてがタブレット端末での操作に置き換わるものではありません。

また、漢字の習得等では、ノートを使用した反復練習、作文では原稿用紙を使用した指導も行います。

授業の中で、タブレット端末を使用する場面とノートやワークシート等を使用した書く活動とを効果的に位置付け、書く力の向上に努めています。

次に、セキュリティ対策および使用方法の指導についてです。

セキュリティ対策としては、すべての子どもに異なるIDとパスワードを設定しています。

また、授業で使用する際、有害または不適切なサイトにつながらないように制限するためのフィルタリングを、校内ネットワークに設けています。

使用方法については、各学校にガイドラインを示す中で、子どもたちが端末を使用する際に人を傷つける書き込みをしないことや情報モラルを守ることなど、ルールに沿って使用するよう指導しています。

次に、タブレット端末で使用するソフトについてです。

文字入力ソフトの「ワード」や表計算ソフトの「エクセル」、プレゼンテーションソフトの「パワーポイント」をはじめ、チャット機能等が使用できるコミュニケーションソフト「チームズ」が利用できます。

また、1つの画面をグループで共有しながら作業ができるノート共有ソフトやグループ学習での発言を録音できるソフトなど、授業の活動形態にあわせて様々なソフトが利用できます。

これらのソフトについては、実際に授業の中で活用しながら、また現場の状況を把握しながら、その効果が十分であるか検討していきます。

次に、市の学力向上委員会で検討している指導法の具体的な内容についてです。

校長会や教頭会、各学校の代表者で構成する市学力向上研究委員会では、チームズの画面共有機能を使用した学び合いの指導法やアンケート機能を使ったデータ処理の方法等を学び、教員のICT活用能力の向上を図っています。

また、「考える」「調べる」等の子どもたちの活動場面におけるＩＣＴ活用実践例を研究し、授業力の向上を図っています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

未来を担う子どもたちにとって、タブレット端末利用のスキルは必須と言ってもよいでしょう。学校で得たスキルは、学生時代ばかりではなく、社会に出て仕事をする上でも必要になります。

小中学校で指導教員を生徒が選択できない中で、教育環境を標準的に整えることは、いわば未来への投資です。世界から取り残されることなく、本市の未来を担ってもらえるよう、先生方のスキルアップは重要と考えます。必要に合わせた支援を引き続きお願いしたいと思います。

続いて、２問目に移らせていただきます。

F U J I Y A M A ツインテラスの観光拠点としての活用方法について。

今夏オープンしましたが、７月、８月と新型コロナウイルス感染症がまん延し、送迎バスも運休せざるを得ない状況になりました。１０月からの再開では観光客も増加し、１１月の紅葉シーズンには多くの方が足を運んでいただいたようです。

F U J I Y A M A ツインテラスの今後の活用について伺います。

（１）先般、私も送迎バスを利用して訪問しました。週末、９時の始発バスを目指しましたが、おごっそう家バス停ですでに乗車できない方があり、すずらん群生地でも乗車できない方がおりました。週末の始発を増便したり、すずらん群生地とツインテラスの間のシャトル運転バスを運行するなどの対応が必要かと考えますが、見解を伺います。

（２）展望台下のトイレは２つです。利用が多かったせいか、故障で使用できないときもあったと聞きました。週末の観光客からすると不足と感じました。ツインテラスからの眺望についても、富士山以外にも眺望できる釈迦ヶ岳や黒岳など、近隣の山々の名称や河口湖、山中湖など、初めての人にも分かるような日本語と英語のパネルや音声ガイド等の設置が必要と考えますが、今後のテラス周辺の整備計画について伺います。

（３）長距離を飛来するアサギマダラという蝶の飛来地であることから、アサギマダラが好むフジバカマの保護活動や説明をパネルや映像などを駆使し、送迎バス内や待ち合いで提供できれば、富士の眺望だけでなく自然を楽しむ場所としての魅力ある場所としてリピーターにつながるかと考えますが、見解を伺います。

（４）芦川にある魅力の１つに、兜屋根の古民家があります。現存し、生活している日本の原風景があります。これらを生かした、まち歩きガイドツアーやボランティアガイド育成もさらに必要かと考えますが、見解を伺います。

（５）例えば過日の定例会での答弁では、朝日に輝く富士山、夕陽に映える富士山といった旅行プランを企画するとのことでしたが、進捗状況について伺います。

（６）テラスでは、アンケートを実施しておりましたので、利用者からの意見や感想も寄せられたかと思います。このアンケートの結果を踏まえ、来年度に向けた観光拠点としての活用はどのように考えているのか、見解を伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、送迎バスの増便についてです。

F U J I Y A M A ツインテラスの送迎バスは、週末になると大勢の観光客が訪れることを見込み、週末は30分間隔で運行しましたが、一度では乗車できず、お待ちいただく状況があったことから増便の対応をしました。

来年度のバスの配車や時刻表については、今年度の乗車実績をもとに検討していきます。

次に、トイレや案内パネルなどの周辺整備についてです。

F U J I Y A M A ツインテラスのトイレについては、扉の開閉数をカウントする機器を設置し、利用頻度の把握をしております。来年度に向け、トイレの利用頻度に合わせた設置台数を検討していきます。

また、多言語パネルの設置については、山梨県の補助事業「県内観光資源多言語案内加速化事業」を活用し、令和3年10月28日に、中国語と英語を用いた案内板を階段の中間地点に設置しました。

今後は、すずらん群生地駐車場を整備し、観光拠点としての魅力向上を図っていく予定です。

次に、アサギマダラなど自然を楽しむ場所としての魅力発信についてです。

渡り鳥のように長距離を移動するアサギマダラは、模様が鮮やかな大型の蝶で人気があり、市としてもアサギマダラの飛来は観光資源の1つとして考えております。

来年度は、アサギマダラの好むフジバカマの植栽を検討しており、新道峠やその周辺を、眺望だけでなく自然を楽しむ場所としてPRしていきます。

次に、ガイドツアーやボランティアガイドの育成についてです。

日本の原風景が残る芦川町は、海外からの旅行者にも人気のスポットです。

F U J I Y A M A ツインテラスの完成により、さらに多くの旅行者が芦川町に訪れることが予想されることから、地元観光協会と連携し、旅行者のニーズに合った体験型のガイド付きツアーの造成や、それに必要なガイドの育成も検討していきます。

次に、旅行プランの企画についてです。

10月23日から11月28日までの土曜日と日曜日に、石和温泉郷に宿泊した方を対象とした、日の出時間にF U J I Y A M A ツインテラスを訪れるツアーを計12回実施しました。ツアーには184人の参加があり、朝日に輝く富士山の絶景は大変好評でした。

今後も旅行業者と協力し、旅行プランの作成や宣伝活動を行っていきたいと考えております。

次に、来年度に向けた観光拠点としての活用についてです。

観光庁の補助事業「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」で、F U J I Y A M A ツインテラスの魅力を高めるための取り組みが採択された民間事業者が、アンケート調査やモニターツアーを実施しました。

現在、民間事業者が調査結果を取りまとめているので、その結果を参考にしながら、観光拠点としての活用を検討していきます。

以上、答弁いたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

ありがとうございました。

5 番についてですが、今回の旅行プランは、宿泊者を対象としたものでした。宿泊者でなくとも、市民、県民の中には輝く富士山の絶景を見たいと思う方も多いかと思います。

シャトルバスが運行されていない時間帯ですので、宿泊者以外でも参加できるようなプランをつくるべきかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

岡由子議員の再質問にお答えさせていただきます。

朝日に輝く富士山を眺望する早朝プランは、F U J I Y A M A ツインテラスと石和・春日居温泉郷を宿泊というもので結びつける企画として考えております。

今回、宿泊者に限定した特別なプランとなっておりますが、今後、宿泊者以外の方も対象とした早朝プランについては、今後、検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1 番議員（岡由子君）

ありがとうございました。笛吹市の大切な観光資源である F U J I Y A M A ツインテラスですので、ぜひ市民、県民、宿泊客だけでなくでも楽しめるようなプランも考えていただけると、市民の皆さまの理解もより得られるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後 2 時 4 0 分といたします。

休憩 午後 2 時 2 6 分

再開 午後 2 時 4 0 分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、落合俊美君の質疑および質問を許可します。

落合俊美君。

○2 番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、後期高齢者健診事業についてと教職員の多忙化解消について、質問をいたします。

新風会の落合です。

私が、今回、後期高齢者健診事業についての質問を行うきっかけとなりましたのは、私の友人から電話があり、「どうして後期高齢者の75歳になれば人間ドック健診に市からの助成金が出ないのか」と聞かれまして、何人かの方にお伺いしたところ、人間ドック健診を希望する方が多かったためです。

病気の早期発見、早期治療を目的として実施しています後期高齢者の健診事業について質問をいたします。

国民健康保険加入者40歳以上の特定健診につきまして、健診を受けるのに集団健診、人間ドック健診、医療機関で受ける個別健診とあり、それぞれ自分自身で選考して受診をしています。人間ドック健診および集団健診等は市の助成金を受けて受診できます。笛吹市の場合、人間ドック健診は男性2万円、女性2万2千円の公費助成金があります。

しかし、75歳になると国民健康保険から後期高齢者医療保険に加入となり、加入と同時に笛吹市の場合、人間ドック健診助成金はなく、自費での受診か市で行う集団健診、または医療機関による個別健診となり、受診した項目に対して助成金が出ていますが、集団健診では胃カメラおよび女性特有の検査もできないため、医療機関に行かなければならない場合もあります。

県内でも75歳以上の後期高齢者の人間ドック健診事業を実施している市もあり、自己負担金男性1万5千円、女性1万6千円と伺っています。笛吹市でも後期高齢者の中で人間ドック健診を希望する方が多いと思いますので、以下質問をいたします。

（1）現状実施している後期高齢者健診はどのような内容でしょうか。

（2）後期高齢者医療保険加入者は何人いるでしょうか。

（3）令和2年度実績として、後期高齢者の集団健診受診者は何人で、その助成金額はどのくらいでしょうか。

（4）番、令和2年度実績として、後期高齢者の医療機関での受診者は何人で、助成金額はどのくらいになるでしょうか。

（5）番、今後、後期高齢者が人間ドック健診を希望する場合、助成金を検討できるか。

お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、現在実施している後期高齢者健診についてです。

後期高齢者の健康診査につきましては、令和2年度までは集団健診により行ってきました。

今年度から、集団健診に加え市内19カ所の医療機関で個別健診も行っています。

内容については、集団、個別ともに問診、身体計測、血液検査等の基本項目に加え、心電図

検査などが受けられます。

また、各種がん検診については、従来から集団、個別とも実施しています。

次に、後期高齢者医療保険の加入者についてです。

後期高齢者医療保険の加入者は、令和3年11月末現在1万5666人です。

次に、令和2年度における集団健診の実績についてです。

集団健診の対象者9,868人中、受診者は1,807人でした。なお、令和2年度については、新型コロナウイルスの感染拡大により受診者が減少しています。

助成金額については、問診、身体計測、血液検査等の基本項目を受診する場合、1人当たりの費用は5,656円で、市が全額助成していました。心電図、眼底検査等の追加項目も含め、すべての項目を受診した場合には、1人当たりの費用は8,097円で、市からの助成は7,097円、自己負担は1千円でした。

次に、令和2年度における医療機関での受診についてです。

医療機関で受診する個別健診については、令和3年度からの新規事業ですので、令和2年度の実績はありません。

なお、令和3年度については、6月1日から11月30日までが受診期間で、294人の申し込みがありました。

助成金額は、問診、身体計測、血液検査等の基本項目を受診する場合、1人当たりの費用は6,765円で、そのうち、市からの助成は5,765円、自己負担は1千円となります。また、心電図等の追加項目をすべて受けた場合、1人当たりの費用は8,536円で、そのうち市からの助成は7,036円、自己負担は1,500円となります。

次に、後期高齢者が人間ドック健診を希望する場合の助成金についてです。

厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」によると、75歳以上の方の8割以上がかかりつけ医を受診していると言われていたことから、本市では、医療機関における個別健診を導入し、通い慣れたところで必要な健診を選んで受けられるようにしています。

また、がん検診については、国の指針で推奨年齢の上限が69歳に定められましたが、本市では上限を定めず、希望すれば受けられる等、検診を受けやすい体制を整えています。

個別健診とがん検診を組み合わせた場合の検査項目は最大18項目で、人間ドックの検査項目とほぼ同じ項目が受けられます。

個別健診で、基本項目に加え、すべての追加項目を受けた場合の自己負担は1,500円、がん検診を受けた場合の自己負担は最大1万2,920円となり、個別健診とがん検診を組み合わせた場合の自己負担は最大1万4,420円となります。一方、人間ドックについては、医療機関によって費用に差がありますが、仮に、国民健康保険に加入している人を対象とした人間ドックと同額を市が助成とした場合、人間ドックを受けた際の自己負担は、最大2万9千円となります。

このように、後期高齢者健診とがん検診を組み合わせ受診することで、人間ドックとほぼ同じ検査項目を検査でき、人間ドックより低い自己負担となることから、後期高齢者の人間ドックの受診に対する助成は考えておりません。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ありがとうございました。健診の必要性につきましては、私が言うまでもなく早期発見、早期治療によりまして、健康で健やかに生活できることを目指しております。そして医療費の削減にもつながります。

後期高齢者の健診について、令和2年度まで集団健診を主体として行ってきたものを、本年度より医療機関での個別健診を導入したことは、私は高く評価ができると思います。

市が負担します助成金額について伺います。がん検診を含めた集団健診と、人間ドック健診を受診した場合、市としての助成金にはどのくらい金額に差があるのか、お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

落合俊美議員の再質問にお答えいたします。

集団健診および、がん検診をすべて受けた場合の費用につきましては、男性が約2万円、女性が約3万2千円で、市の助成につきましては男性が約1万5千円、女性が約2万5千円です。

人間ドックにつきましては、医療機関によって費用に差があり、男性が約3万8千円、女性が4万5千円から5万1千円となりまして、仮に国民健康保険に加入している人を対象とした人間ドックと同額を市が助成するとした場合、市の助成は男性が2万円、女性が2万2千円となります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ただいまの質問の中で、5番目の質問の答弁はちょっとショックを受けました。助成はいたしませんと、はっきり断言されてしまいましたけれども、後期高齢者健診とがん検診をですね、組み合わせて受診することで、人間ドック健診とほぼ同様な検査ができ、人間ドック健診より低い自己負担となるがために、後期高齢者の人間ドック健診の助成金は考えていめませんと答弁をいただき、大変ショックを受けました。

後期高齢者になりますと、たしかにかかりつけ医はあったとしても、その病院、診療所では受けることのできない検査項目があります。複数の病院に行かなければならないこととなります。自己負担金が多くても1施設で健診を済ませたいと思っている方は、それなりにいると思います。特に女性につきましては、専門医に行かなければなりません。私は、市の窓口を広げて、後期高齢者の方が人間ドック健診を希望する場合、がん検診を含む集団健診と同額の助成金で、人間ドック健診が受診できる制度を確立し、後期高齢者の方が集団健診を選ぶか、個別健診にするか、または人間ドック健診を受診するかは、個々に選択していただけるような体制づくりが必要だと思います。ぜひ、この件について今後、検討していただきたいと思います。

続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

小・中学校の教職員の多忙化解消について、質問をいたします。

令和元年7月31日付けで、文部科学省初等中等教育局長から都道府県知事および都道府県教育委員会教育長宛てに発出された通知「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」の中で、平成31年1月25日に中央教育審議会からの答申のあった「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、「学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取り組みを踏まえれば、未納金の督促等も含めたその徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである」と記載されています。

過日、市内のある学校に伺い実情をお聞きしたところ、「給食費関係は教頭先生が担当し、そして修学旅行費および卒業アルバム代は、担任の先生または学年主任の先生にいただいています」とのことでした。

教員の多忙化解消を目指して、学校給食費の徴収業務を小学校および中学校から市教育委員会に移し、学校給食費を市の収入とする「公会計化」が令和4年度より導入する予定で進められていますので、本市における取り組みについて伺いをいたします。

（１）学校給食費の公会計化の本市における取り組み状況は。

（２）公会計化となった場合、保護者にはどのような形で周知するのか。また、学校給食費の納入方法については、どのような方法を考えているのか。

（３）学校給食費の未納保護者への対応はどうするのか。

（４）学校給食費のほか、教材費や修学旅行積立金、卒業アルバム代などを徴収しているが、教員の多忙化解消のためには、これらについての検討は。

以上、伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、学校給食費公会計化の取り組み状況についてです。

市内小中学校の学校給食費は、各学校で徴収および管理をしていますが、国が進める学校における働き方改革の方針を踏まえ、本市でも令和4年4月から公会計化し、市役所が学校給食費を徴収・管理します。

現在、金融機関との調整を終え、学校給食管理システムによる管理台帳の整備を進めている状況です。

次に、公会計化となった場合の保護者への周知および学校給食費の納付方法についてです。

現在、保護者は学校給食費を口座振替または現金で学校に納付していますが、4月以降は市役所に納付することになります。

そこで、11月末には保護者に公会計化に関するお知らせを配布し、市役所に給食の申込書と口座振替の依頼書を提出するようお願いしました。

納付方法は、原則、口座振替をお願いしていますが、事情により口座振替ができない保護者には、納付書を発行し、市役所の窓口または金融機関等で納付していただきます。

次に、学校給食費が未納となった場合の対応についてです。

学校給食費を納期限までに納付できなかった保護者に対しては、納期限ごとに督促状を送付し、学校と連携しながら納付を促していく予定です。

なお、督促等に応じず、継続して滞納している保護者には、市が裁判所に申し立て、支払いを促す支払督促を実施していくことになります。

次に、学校給食費以外の教材費等の徴収についてです。

各学校で徴収している教材費等の学校徴収金についても、教職員の多忙化解消のため、笛吹市では県下市町村に先駆け、令和４年度から徴収業務を市役所が行っていきます。

現在、学校給食費の公会計化と併せて４月からの運用開始に向け準備を進めています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

教育委員会も大変だと思うわけですが、教職員の働き方改革についてですね、笛吹市の教育委員会としては、解消するためにどのような取り組みを行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

落合俊美議員の再質問にお答えいたします。

統合型校務支援システムや教師用タブレット、それから大型モニターなど、ＩＣＴを活用した業務および授業の改善、それから部活動への外部人材の登用、それから夏休み中に有給休暇の取得を促す閉庁日の設定など、県と歩調を合わせて教職員の働き方改革に取り組んでいます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

先ほども言いましたが、教育委員会も本当に大変だと思います。教職員の働き方改革解消につきまして、令和４年度より公会計化が導入されますと、教職員の方の主たる教育業務にほぼ近づいてくると思います。

教育委員会の皆さんも大変だと思いますけれども、現場の声を聞く中で、これからも教職員の働き方改革解消について、ご努力をいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の後期高齢者健診事業と教職員の多忙化解消についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後３時１５分といたします。

休憩 午後 ３時０５分

再開 午後 ３時１５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野智子君の質疑および質問を許可します。

５番、河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、CO₂削減のための本市の取り組みについて質問いたします。

近年、世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇など気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっています。国連気候変動に関する政府間パネルIPCCは、2018年10月の「1.5度特別報告書」において、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。今年8月9日の「IPCC第6次評価報告書」では、「人間の影響が温暖化させてきたことにはもはや疑う余地はない」と明記され、温暖化が人間の経済活動によるものであると結論づけられました。

しかし、イギリスで開催された国連の気候変動会議COP26に合わせて、国際的な環境NGOは、日本が石炭火力発電を続ける方針を示していることなどを挙げ「化石賞」に日本を選んだと発表し、日本政府の対策が不十分であると評価されました。

地球の温暖化を防ぐためには、温室効果ガス排出量を減らすことが必要であり、今後10年間に全世界のCO₂排出を半分近くまで削減できるかどうかで、今の子どもや孫の世代が地球上に住み続けられるかが決まってきます。世界中の若者たちが温暖化対策を求め、声をあげており、いかにCO₂を削減するか、対策が求められています。

山梨県においては令和3年2月に、県および県内市町村、経済団体が共同で「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、地球温暖化対策に取り組むことを宣言しました。

笛吹市は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第2次笛吹市環境基本計画」を策定し、この基本計画にのっとり温暖化対策を進めることになり、真剣な取り組みが求められています。以下、伺います。

（１）行政と市民が協働して地域美化を推進するための制度として、「アダプト・プログラム」がありますが、平成23年度から令和元年度までの登録団体・人数を見ますと年々減少しています。今後、どのように参加団体を増やしていくのか伺います。

（２）市民一人ひとりに温暖化対策を意識づけるために広報や教育が必要と考えますが、小中学校では地球温暖化について学ぶ機会があるでしょうか。また、成人に対して学習会や講演

等の取り組みを考えているのでしょうか。市民から省エネのアイデアを募集し広報誌に載せるとか、意見交換をする場を設けるというのはどうでしょうか。

(3) 市内の学校や公共施設に太陽光発電設備が設置されているところがありますが、電力使用料の何%を賄うことができていますでしょうか。

(4) 避難所である学校に太陽光発電設備、蓄電池および高効率空調を導入し、施設のCO₂排出量を削減するとともに、災害時には空調へ蓄電池から給電することで施設の機能強化を図っている自治体がありますが、市内の避難所で蓄電池を備え災害時にも使える太陽光発電設備は何か所あるのでしょうか。

(5) 公共施設や民間企業、一般家庭における再生可能エネルギー設備や省エネ住宅の導入をどのように進めていくのか。導入促進のために補助金を出す考えはないか伺います。

(6) 畑や果樹園の上に太陽光発電設備を設置し、農業と発電を同時に行うソーラーシェアリングを取り入れているところでは、猛暑の時期に日陰があることで、気温が上がり過ぎず農作物に良い結果が出ていると伺います。温暖化対策としては一石二鳥ではないのでしょうか。今後、気温の上昇が続けば栽培できなくなる作物が出てくる心配もあります。ソーラーシェアリングについて研究し、促進してはどうでしょうか。

(7) 再生可能エネルギーの普及を進めると同時に、メガソーラーのような乱開発を防ぎ、景観の保全を行う必要性もありますが、どのように両立させていくか伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

河野智子議員の一般質問にお答えをします。

CO₂削減のための本市の取り組みのうち、まず、アダプト・プログラムの参加団体をどのように増やすかについてです。

アダプト・プログラムは、一定の公共の場所を養子にみたと、市民団体や企業が、「わが子に対するように」愛情と責任をもって清掃や美化活動を行い、行政がこれを支援する制度です。

現在、本市では、市内の企業など10団体、325人が登録しており、登録団体が年6回以上行う美化活動に対して、使用する手袋、ゴミ袋、ほうき等の清掃用具を支給し、集められたゴミについては、市で回収をしています。また、登録者全員のボランティア活動保険の加入費用を、市が負担をしております。

令和元年度から3年度までの3カ年では、登録団体、登録人数とも若干ではあるものの、年々増加している状況です。

毎年、市の広報紙やホームページなどに、登録の案内を掲載し、この活動の意義や有効性の周知に努めており、今後は、地域住民や各種団体などの理解を得ながら、活動の予定や内容を紹介するなど、活動団体のやりがいづくりについても検討していきます。

本市では、行政区を中心に地域の河川清掃や水路の泥上げ、ゴミ収集など、アダプト・プログラムへの登録の有無にかかわらず、積極的に美化活動へ協力をいただいておりますが、このアダプト・プログラムをより身近に感じてもらえるよう、引き続き市民協働のまちづくりとともにPRをし、活動を進めていきます。

次に、小中学校での地球温暖化を学ぶ機会、成人に対する学習会や講演等の取り組みおよび

市民からの省エネアイデア募集についてです。

小中学校では学習指導要領において、理科や社会、総合学習などの授業の中で地球温暖化について学ぶ機会が設けられています。

環境推進課では、次世代を担う子どもたちに継続して環境教育を実施することで、市民全体の環境意識の底上げを図っています。具体的には、毎年、市内の小中学校を対象に「移動環境教室」を実施しており、これまですべての小中学校において、延べ56回の授業を行ってきました。また、夏休み中の宿題として、電気とガスの使用量から二酸化炭素排出量を算出する「環境家計簿」を配布して、家庭での取り組みを促すようにしています。

成人の方々に対しては、地球温暖化やエコについて知る機会を増やす取り組みとして、市民講座の中に、エコバッグ作りや、布にハチミツとロウをしみ込ませ繰り返し使えるラップ作りの講座など、環境に関連したメニューを組み込む中で、環境意識の高揚を図っています。

講座の内容については、生涯学習課とも連携しながら、さらに検討していきたいと考えています。

また、市民からの省エネのアイデア募集、紹介および意見交換の場の提供については、貴重なご意見として、各種計画・施策方針と整合性を図りながら、実現の可能性を含め、研究していきたいと考えます。

次に、公共施設における電力使用量を太陽光発電設備で賄う割合についてです。

太陽光発電設備を設置している市の施設は、学校が18校、その他の施設が9施設あります。これらの施設の電気使用量のうち、太陽光発電で賄った割合については、令和元年度では14.2%、令和2年度9.9%です。

次に、災害時に給電できる蓄電池を備えた太陽光発電設備のある避難所についてです。

市内の指定避難所は、臨時的に開設する施設を含め37カ所あります。

このうち、太陽光発電設備は、20カ所に設置されていますが、災害時に給電できる蓄電池を備えた避難所はありません。

次に、公共施設や民間企業、一般家庭における再生可能エネルギー設備や省エネ住宅の導入促進および補助金の創設についてです。

太陽光発電システムは、設置可能な公共施設のほとんどに設置されています。

民間事業所や一般家庭を対象とした再生可能エネルギーや省エネ住宅などの利活用について、市の広報紙やホームページなどで情報提供していきたいと考えます。

導入促進のための補助金については、本市では、地球温暖化防止と環境保全の意識高揚を図り、住みよい環境づくりを推進することを目的として、平成16年度から29年度まで住宅用太陽光発電システム設置費補助金を設け、14年間で2千棟を超える住宅に設置をしました。

住宅用太陽光発電の普及に伴う費用の低廉化により、平成24年度に国の補助制度が廃止されたこと等を踏まえ、市でも住宅用太陽光発電の設置に一定の成果が得られたとして、平成29年度で補助制度を終了した経過があります。

なお、省エネ住宅に対する補助金については、子育て世代への住居費負担の支援強化や、住宅分野の脱炭素化の強力な推進を目的として、こどもみらい住宅支援事業が本年11月19日に閣議決定され、令和3年度補正予算案に盛り込まれたところです。

以上のことから、今のところ当該補助金の創設については、予定していません。

次に、農業と発電のソーラーシェアリングについてです。

農地に設置するソーラーシェアリング設備は、その多くが野菜栽培など上部空間に余裕のある圃場に設置されています。

市内において、ソーラーシェアリングを設置した圃場が見受けられますが、桃やブドウなど果樹の圃場におけるソーラーシェアリング設備の設置例が少ないことや、農作物の種類によっては生育に適した日射量が異なることから、ソーラーシェアリングの推進については、農作物への影響を十分に検証していく必要があります。

今後、先進地の事例を参考にしつつ、県および農協等の関係機関と情報共有を図りながら研究していきます。

次に、再生可能エネルギーの普及推進ならびに乱開発防止および景観保全についてです。

県では、これまで太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを策定し、市でも景観条例、開発指導要綱に基づく届け出などを義務付け、設置事業者への指導を行ってきましたが、森林伐採や傾斜への設置などによる災害、環境および景観等に関する様々な問題に対応するには、ガイドライン等による指導では限界があるなどの課題がありました。

市でも、市長会などを通じ国・県に対して「より適切な施設導入に係る指導の徹底と例規の整備等」を要望してきた結果、本年10月1日、県が山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を施行いたしました。

再生可能エネルギー施設の普及は、脱炭素社会の実現のための重要な課題と捉えています。施設の設置に伴い、市民の生活環境に危険が及ぶことがないように、普及と安全のバランスを保ちつつ、推進していく方法の可能性を探っていきたいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

4番目の質問で、指定避難所37カ所のうち太陽光発電設備が設置されている施設は20カ所あるけれども、蓄電池を備えた避難所はないという答弁でした。

災害時に停電した場合でも、蓄電池があれば夜間活用でき、平常時でも発電した電力を有効に活用できるので、蓄電池の導入を検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

大規模災害時の電力の確保は、大きな課題であると認識しております。現在、市役所本館の非常用電源も拡充するための工事を行っております。指定避難所における電力確保につきましても検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

CO₂削減については、2050年度までに実質ゼロを目指すという目標が掲げられていますが、2030年までに何%減らすことができるかで環境に与える影響が大きく違ってきます。気候危機と言われる今、地球の環境を守ることは世界中の人々が協力して行うべきことであり、行政にはその先頭に立って進めていただきたいと思います。

若者の中には、危機感を持って声を上げている人がいますが、市民一人ひとりが取り組めるように啓発活動にも力を入れていただきたいと思います。

それでは、2問目の質問に移ります。

2問目の、更なる子育て支援を求めるについて質問いたします。

コロナ禍が長引く中で、笛吹市としても子育て世帯に対し様々な支援を行ってきました。感染者は減っているものの、経済はコロナ前の状況まで回復してはいません。少子高齢化が進み、多くの自治体の子育て支援を進めており、コロナ対策としてだけではなく、継続した支援が求められています。

県内の自治体をみても、子ども医療費無料化や給食費無償化が広がっています。子ども医療費無料については、高校3年生まで無料にする自治体が主流になり、外来について高校3年生までとしていない自治体が8、入院については5となっており、笛吹市はどちらも中学3年生までと遅れています。

山梨市は、来年度から医療費無料化の対象を高校3年生まで拡大するとし、12月議会に対象拡大に伴うシステム改修などの体制整備費用を盛り込んだ補正予算案を提出しました。さらに甲府市でも子どもの医療費無料化について、対象年齢の拡大が可能か検討を始めるという報道がありました。

給食費については、今年の4月から甲州市が小中学校の給食費を無料にしたので、県内の27自治体のうち12の自治体は何らかの支援をしていることになります。医療費無料化をみても多くの自治体が高校3年生までを対象とし、今後さらに広がっていくことでしょう。笛吹市の子育て支援は、ほかの自治体より遅れてしまいました。「ハートフルタウン笛吹」を掲げるからには、子育てがしやすく、負担の少ないまちにしていけるべきではないでしょうか。

また、子育てしながら働く親は様々な苦勞を抱えています。県内の女性団体、新日本婦人の会山梨県本部が保育施設に通う子どもを持つ保護者にアンケートを行い、使用済み紙オムツの持ち帰りについて、3歳児以上の主食補助、布団の持ち帰りなどについて質問しました。

この回答を見ますと、「オムツを園で廃棄している」と答えた方が23.7%、「持ち帰る」と答えた方が64.5%でした。

オムツを持ち帰ると答えた方の記述には、「オムツを廃棄するビニール袋に名前を書いて毎日用意することが負担」「感染症のリスクから園での廃棄を望む」「夏場の臭いが気になる」などの回答がありました。

主食については、「主食を持参する」と答えた方が54.4%あり、「食中毒など衛生面で不安」「2歳まで炊きたてのご飯であるのに、3歳以上児から冷たいご飯を持って行くのが気になっていた」「東京から山梨に移住して、この現状を見て唖然とした」「副食にスパゲティなどの麺類を提供することもあり、献立バランスに疑問を感じていた」「持参していたころは炊きたてを要求されて大変だった」などの回答がありました。

布団の持ち帰りについては、「毎週持ち帰る」と答えた方が84.8%でした。記述欄には「雨

の日や天気の良い日の持ち運び、傘を差しながらの登園に苦労している」「兄弟で布団が必要なとき、移動や保管場所が大変」「子どもと手をつなぐことができず駐車場が危険」「週末・週はじめの荷物が多い」「都内では貸し出しがあったので、これでは不便」。また、毎週持ち帰らない園では、布団カバーのみを持ち帰る園や布団は園の布団を利用しているところ、布団の上に敷くタオルと掛布団のみを持参するところ、週に2回や月に一度の持ち帰りのところ、また長い連休のみ持ち帰るなどの回答がありました。

これらの意見をまとめ、県知事に要望書を提出しました。そこで伺います。

(1) 子どもの医療費については、県内のほとんどの自治体が高校3年生まで助成を行っており、外来、入院のどちらも高校3年生までとしていない自治体は5つとなりました。「ハートフルタウン笛吹」にふさわしく笛吹市も年齢を引き上げるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 笛吹市はこれまで「小中学校の給食費を無償とすることは考えていない。」と言ってきましたが、今後も無償化する自治体は増えていくと思います。笛吹市でも給食費無償化について検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

(3) 女性団体の要望の1つ目は、「保育園で使用した紙オムツは、園で処理できるよう経費を補助してください。」というのですが、市として対応する考えがあるか伺います。

(4) 笛吹市は来年度から公立保育所の3歳児以上は完全給食となりますが、公立保育所以外の保育園についても完全給食となるよう、設備等について補助していただきたいと思いますがどうでしょうか。

(5) 「昼寝用布団を園で準備してください。」という要望について検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、子ども医療費助成の対象年齢引き上げについてです。

子どもすこやか医療費の助成については、更なる子育て支援の充実が図れるよう、対象年齢の拡大に向け検討を進めます。

次に、小中学校の給食費無償化についてです。

学校給食は、学校給食法により、市が人件費や施設設備費等を負担し、保護者は食材費を負担することになっているため、現時点で、学校給食費を無償化することは考えていません。

次に、保育園で使用した紙オムツの処理費用の補助についてです。

使用済み紙オムツの園内処分については、処分までの適切な衛生管理、管理スペースの確保、処分費用が課題となりますが、保護者の負担軽減、衛生面の向上につながるものと考えますので、まずは、公立保育所において、園内処分の実施ができるよう、検討を進めます。

なお、現時点で、私立保育園に対して、使用済み紙オムツの処分に係る経費を補助する考えはありませんが、園内処分の実施に向けた働きかけを行っていきます。

次に、私立保育園が行う完全給食への補助についてです。

市内の私立保育園では、すでに完全給食を実施している園もありますが、市からの補助は行っ

ていないため、これから完全給食を実施する園も含め、経費を補助する考えはありません。

完全給食が未実施の私立保育園に対しては、完全給食の実施に向けた働きかけを行っていきます。

次に、保育園での昼寝用布団の準備についてです。

現在、昼寝用布団については、衛生面の観点から、週末前には保護者にお持ち帰りをいただき、布団乾燥やカバー等の洗濯をお願いしています。

昼寝用布団を公立保育所で準備する予定はありませんが、持ち帰りの頻度の変更や布団カバーのみの持ち帰り等について検討し、保護者の負担軽減につなげていきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

医療費の年齢拡大を検討してくださるということで、前向きな答弁をいただき、ありがとうございました。

また、給食費については、考えていないということですが、例えば子どもさんがたくさんいる世帯について、2番目、3番目の子どもさんについては補助をするとか、そういうやり方をしているところもありますので、そういうやり方を、全員についてではなくても、一部の子どもについて補助をするという考え方もあると思うので、そういうやり方も考えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

完全給食の補助につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、すでに完全給食を実施している私立保育園も多数ございます。いずれも保護者の理解を得た上で、有償にて完全給食を実施しております。

また、子ども・子育て支援法に定める基準によりますと、子どもの食事にかかる費用については保護者の負担ということも示されておりますので、それに則りまして必要な経費をいただきながら、完全給食を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○5番議員（河野智子君）

いろいろと子育て支援について前向きに検討してくださっているという答弁が感じられて、本当によかったと思います。これからも子育て支援については、本当に親御さんたちが住みよい笛吹市となるような、また子どもたちも住みよい笛吹市となって、将来になっていけるような笛吹市を目指して、ぜひみんなで協力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたし

ます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

1問目のCO₂削減のための取り組みはということでございますけども、本当にこの国にとっても、世界にとっても、そして一つひとつの自治体にとっても、本当に喫緊の課題であると思います。

その点で太陽光発電、住宅への設置に対する補助金が平成29年で終了したということは、本当に残念であります。この太陽光発電については、当初買い取り価格が非常に大きく設定され、そして同時に補助金もあったということがこの促進の大きな力になったと思います。

その後、買い取り価格で、たしかに設置費は一定程度安くはなりましたが、しかし、買い取り価格が引き下げられ、また補助金もなくなるということで、この太陽光発電の導入ということは、非常にスピードが遅くなってしまったという経過ではないかと思います。

そうした中で、日本全体としても、当初は太陽光発電先進国と言われていたわけですが、現在は遅れた状態になっていると思います。こうした中で、国や県に働きかけるとともに、独自にやはり住宅への太陽光発電の設置等、改めて補助金の支給を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺議員の関連質問にお答えをいたします。

太陽光発電の設置費補助金につきましては、この補助金が創設された当初、平成17年当初は1キロワットあたり設置費が約66万5千円ということでございました。今現在、1キロワットあたり30万円を切っているということで、当初かなり高額だった設置を助けるという意味で補助金は非常に有効だったわけでございますが、半値以下になっているというようなことで終了した経緯ということを伺っております。

ただし、今後、持続可能な社会を形成する上においてですね、先ほど来、出ております蓄電池の補助金でありますとか、木質バイオマスストーブ等々の補助金を設置している自治体もございますことから、今後ともその意味においては、われわれとしては研究を続けていくということを考えているわけでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午後4時といたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時00分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

はじめに、最近の世情、いろいろ思うところ一言述べたいと思います。

昨今、憲法に基づく法体系をぐちゃぐちゃにした無原則的施策の横行、さらに憲法改正の大合唱を本当に怖いと感じております。

中国の覇権主義的行動や人権思想の遅れに危機感を募らせるものですが、同時に日本が一周遅れの植民地主義で中国や朝鮮、東南アジアへの侵略行為、侵略戦争を行った歴史を棚上げにしていることに危惧を持つものであります。

日本国憲法は世界と日本の悲惨な体験の上に、国と憲法に関する考察の到達点だと思います。そして今日の様々な問題に生かせる憲法だと確信しております。

政府は中国の東シナ海、南シナ海における覇権主義的行動に対し、国際法に基づくきっぱりとした批判をしない一方、情緒的に中国等に対する反感・不安をあおり、敵地攻撃能力の検討や軍拡を進めております。

軍拡競争で平和が守れないことは歴史が証明しております。憲法に従えば軍事ではなく外交で、特にASEANのように意見の違いはあろうとも、軍事に訴えることなく、話し合いで問題を解決するという平和の枠組みをつくること、その先頭に立つことが求められていると思います。

コロナ禍の中で、緊急事態条項を憲法に入れるべきという動きも急ありますが、法律ですべて対処できる問題ばかりであります。憲法を本気で生かす気になれば、現在の問題は解決でき、より素晴らしい社会が実現できるものと確信するものであります。

憲法の本質、そして法体系を捻じ曲げて思いどおりの政治をやろうとする動きが強まる中、筋の通った政治を回復することが必要だと痛感しているものであります。

さて、質問に入りたいと思います。

今回、2問でございます。1問目は、「笛吹みんなの広場」の運営と魅力・賑わいの創造についてであります。

「笛吹みんなの広場」がオープンし、素晴らしい賑わいとなりました。その後、何度か広場に行ってみました。殺伐とした感はありません。魅力づくりは、今後の課題だと思っております。

市民の憩いの場になるとともに、石和温泉駅、ホテル街近傍という点を考慮すれば、観光客・宿泊客が魅力を感じる場であってほしいと思います。日本共産党市議団は当該土地取得後から、その場所を使って、観光客・宿泊客が「ちょっと石和の街並みを歩いてみようか」「来てよかつ

たな」と思えるような地域づくりの拠点にしようと提案してまいりました。その提案の延長線上に、「笛吹みんなの広場」の管理運営と魅力・賑わいの創造について提案し、市の所見を伺うものであります。

(1) 広場の整備について、魅力づくりはこれからだと思います。

次のような提案をします。

ア. コンクリート通路が目立ち、殺伐とした感が否めない。温かい雰囲気づくりを進めてほしい。

イ. 観光案内、特産品紹介・販売、朝市、太鼓・軽音などの活用を想定した機能を付与していただきたい。

ウ. 屋根部分について、暴風、ちょっと字が間違っておりますが、風を防ぐでございますが、もしそのように答えていただければありがたいと思います。防風対策、小規模移動式の舞台・音響・照明を設置すること。

それから次に、(2) 管理運営について。

ア. 笛吹みんなの広場条例によれば、広場を指定管理者に委ねる予定であると思われます。広場の管理を公募による指定管理者に委ねることは適切でないと思いますが、いかがでしょうか。

イ. 指定管理者の指定期間が限られていること、指定管理者の経営戦略に基づく投資ができないことなど指定管理者にとっても困難が付きまといます。そうした中で、指定管理者制度を導入した公園や文化体育施設で、民間活力が発揮され施設の魅力が発揮された例は何か伺いたいと思います。

ウ. 本公園の発展のためには管理責任は市が持ちつつ、ホテル・観光関係者、近隣住民有志、文化関係者などによる「運営委員会」をつくり、広場の魅力と賑わいを創出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(3) 市の特徴と市民の力を生かして。

ア. 市の紹介、観光案内、市・県の特産品紹介・販売のブースを設置したらどうか。

イ. 太鼓集団、軽音楽グループなどに協力を求め、少なくとも金曜日、土曜日の賑わいを創出したらどうか。

ウ. 農家・農業団体等の協力を求め、朝市・軽トラ市など開いたらどうか。

エ. 広場の魅力、賑わいをつくっていただく市民と市民団体の使用料は無料にしたらどうか。

オ. 以上はあくまでも一個人の意見・提案です。最後に、どうしてもやってほしいことは、広く市民の知恵と力を結集し、広場の魅力と賑わいを創造するための手立てを取ってほしいということです。市の構えと考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えいたします。

まず、広場の魅力づくりについてです。

温かい雰囲気づくりについて、園内は、紅葉が楽しめるようにモミジやカエデ等を中心に植栽を行い、自然を感じることでできる空間演出、芝生広場での運動や親水広場での水遊びなど、

訪れた人々が和やかな気分で、楽しんでいただける場となるよう整備しています。

今後も様々な活用を行っていただけるよう、温かい雰囲気づくりを意識していきます。

観光案内や特産品紹介などを想定した機能について、笛吹みんなの広場は、多くのイベントに対応できるよう整備を行いました。

今後も、様々なイベントを行う中で、必要な機能整備を検証していきます。

屋根施設の暴風対策や小規模移動式の舞台などについて、屋根施設は、芝生広場と一体的な活用をコンセプトに整備しているため、風を防ぐ壁などの備えはございません。

音響については、大規模なイベントでは、主催者による設置を想定しています。

小規模イベントに対応する屋外マイク等は用意していますが、今後の活用を行う中で検討していきます。

なお、簡易な照明や舞台については、施設に完備されております。

次に、管理運営についてです。

広場の管理を公募による指定管理者に委ねることについて、管理運営は、当面の間、市の直営で行い、管理基準や業務範囲などを精査する中で、どのような管理運営が最も適しているか検討していきます。

指定管理者制度を導入した公園や文化、体育施設で民間活力が発揮された事例について、八代ふるさと公園は、緑豊かな公園であるため、指定管理者は緑化環境部門の民間事業者に委ねています。

施設利用者を対象としたアンケート調査からも、いつ来てもきれいに整備されているなど好評を得ており、民間活力が発揮されている施設のの一つとなっています。

広場の魅力と賑わいを創出するための運営委員会の設置について、管理運営を行う中で、より効果的・効率的な体制のあり方を検討していきます。

続きまして、市の特徴と市民の力を生かしてについてです。

公園施設や運営方法など、様々なご提案をいただきましてありがとうございます。

今後、この公園を育てていくために、市民の皆さまからご意見をいただき、様々なイベントなど行う中で、市民の交流や憩い、賑わいの場となるよう検討を重ねていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

14億円を超える投資によって、できた笛吹みんなの広場でございます。そして、本当の街なかで市民が憩う場、あるいは観光客も喜ぶ場ということで、本当にこの運営についても、運営委員会をつくって、いろいろな創意工夫が活かされるような形にしていきたいと思えます。

それでは、2問目に移りたいと思います。

「応援商品券事業」の当初案の検証についてということでございます。

9月議会において当初の「がんばろう笛吹！応援商品券事業」案、以下当初案と言いますが、撤回され、「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」に変更されました。変更の中身は商品券配布対象をマイナンバーカード取得者限定から全市民にしたことであります。市長は変更の理由を

「市民の声、議会の声を尊重した」と説明しました。私は強く変更を求めてきた者として、この変更を歓迎いたしました。

市民の声、議会の声に基づいて変更したことは歓迎いたしますが、「当初案」は今後の市政にも関わる重大な問題をはらんでいたものであり、十分な検証が必要であると思います。そこで以下、伺いたいと思います。

(1) 行政は住民に対して公平であらなければなりません。地方自治法第10条第2項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と規定しております。役務とは今風に言えばあらゆる公的サービスのことであります。十分な合理的理由なしに、住民に対するサービスに差別はあってはならないと思うが、いかがでしょうか。

そして、(2) としてコロナで影響を受けている市民や事業者を応援するにあたって、マイナンバーカード取得の有無は、差別の合理的理由にはならないと思うがどうか伺います。

(3) 「当初案」に対して多くの議員、市民が「不公平だ」「市民・事業者応援とマイナンバーカードは別物」「全市民に配れ」と声を上げました。健全な世論であり心強く思いました。一方、公平を旨とすべき行政の側から、問題の「当初案」が出されたことを残念に思います。「当初案」の仕組みに基づけば、他の案件でも「市の考えに沿わない者には、市のサービスを提供しなくても良い」ということになりかねません。これは、地方自治法第10条第2項に反するものであります。行政の在り方を基本に立ち返って考えていただきたいがどうか伺います。

(4) マイナンバーカードの取得情報は、マイナンバー制度の個人情報の一つではないか。その取得情報を商品券配布に使おうとしたのなら、その法的根拠は何か伺います。

(5) そもそも多額の税金を使って、ポイント付与でマイナンバーカードを普及させようとするのは、行政のやり方を逸脱した邪道ではないかと思いますがいかがでしょうか、感想を伺います。

(6) マイナンバー制度とマイナンバーカードについて、情報漏洩と情報コントロール、不当利用についての不安がぬぐえません。ヨーロッパのように自己情報コントロール権の確立、個人情報保護委員会の独立性と権限の強化等が必要であると思いますがいかがでしょうか。国へ強力に働きかけてほしいがどうか伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、住民に対するサービスの差別および行政のあり方の基本についてです。

本市においても、当然のごとく地方自治法第10条第2項にのっとり住民サービスを行っています。

次に、マイナンバーカード取得の有無による差別についてです。

マイナンバーカードを取得していない人に不利益が生じるものではなく、マイナンバーカード取得者または申請に一定の利益を与えるものであり、差別に当たらないと考えております。

次に、マイナンバーカード取得情報の利用の根拠についてです。

マイナンバーカードの取得の有無については、一般的な個人情報に該当すると考えられ、笛

吹市個人情報保護条例第8条第2項第2号により、実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用することに当たり、利用できるものと考えております。

次に、ポイント付与によるマイナンバーカードの普及などについてです。

マイナンバーは、日本に住民票を有するすべての方が持つ12桁の番号で、マイナンバーカードは本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるICカードです。

マイナンバーカードへポイントを付与するマイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及と促進を目的とした国の施策であり、重点施策に必要な予算を使うことは当然だと考えます。

次に、自己情報コントロール権の確立、個人情報保護委員会の独立性と権限の強化および国への働きかけについてです。

自己情報コントロール権については、個人情報保護法において個人情報の取り扱いに関する規律と本人関与の仕組みが具体的に規定され、確立されています。

また、個人情報保護委員会については、国家行政組織法第3条や内閣府設置法第64条の規定に基づいて府省の外局として置かれ、内閣総理大臣からの指導監督を受けずに、独自に権限を行使できる行政委員会であり、十分な独立性と権限をもっていると考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

ただいまの答弁で、商品券配布対象をマイナンバーカード取得者に限定する当初案について、差別するものではないと、不公平ではないという答弁でございました。残念です。市民の声、市民の受け止めは、これは差別であるというふうに受け止めております。

答弁は、誰でもマイナンバーカードを取得できる、機会の均等は確保されているから不公平でないという、そしてマイナンバーカードを取得した人について利益が生じるもので、取得しないものについて利益が損なわれるものではないという、大変難しい論理を展開されました。

私も含め、マイナンバー制度の現状について、情報漏洩、情報コントロール、不当利用の不安を持ちマイナンバーカードの申し込みをしない人も多いわけでございます。そうした考えを持つ者には、コロナ関連の商品券配布というサービスを提供しない、差別するということになりますが、こうしたサービスを提供しない、差別してもよいということか伺いたいと思います。

ちなみに地方自治法は公的サービスの公平性を謳っております。憲法でも第14条で法の下での平等、門地や信条、例えば私のようなマイナンバー制度について不信感を持っていると、こういう者に対する差別は禁止を謳っていると思います。答弁を求めます。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

マイナンバーカードを作れる方を限定、制限しているわけではありませんので、不公平や差

別には当たらないものと考えています。愛知県や群馬県では、若者のワクチン接種を促すため特典を付けたという事例があり、これに不公平ではないかという意見がありましたが、国は接種していない人に不利益が生じなければ、一定の利益を与えるのは差別に当たらないとの見解を示しています。

これと同じように、マイナンバーカードの普及拡大を目的に商品券を交付することは問題ないと考え、地方自治法第10条第2項に則り、本市は住民サービスを行っていると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

意見を述べさせていただきます。

地方自治法は明確に言っているんですね。誰もがこの公的なサービスを平等に受けることができるというように書いてあるわけです。そしてその例外としては、やはりよっぽどの合理的な理由がなければならないということになっているわけなんです。いくら強弁してもこれは市民が感じているとおり差別であり、不公平であるということです。

そしてこの間の議論の中で、委員会、その他の議論の中で、市当局は機会の均等論を援用してきました。機会の平等は重要であります。資本主義の時代に入り、封建時代の身分制は排除され、機会の均等が大きく前進しました。しかし、実質的な機会の平等は容易には実現されず、実質的機会の平等、実現への努力が今も続けられております。ジェンダーも然りであります。貧困者に対する対策もそうであります。

一方、初期資本主義のレッセフェールによる格差の拡大と社会の混乱に対して、公共部門は自由放任から福祉行政へ舵を切りました。それが世界と日本の憲法に規定されました。すなわち、実質的機会の平等の実現と結果の平等の実現が現代社会、特に公共部門には求められているものと思います。

市当局は機会の均等論を援用して差別、不公平を合理化しようとしたので、私も機会の平等論、結果の平等論について持論を述べました。要は、行政には、市政には、市民の福祉第一、公平第一を求めたいと思います。そして憲法、地方自治法の基本に立ち返って学び、考え、実践してほしいと願うものでございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了します。

ただいま、議題になっております議案第124号から議案第146号までの23案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日12月14日から12月20日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日１２月１４日から１２月２０日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は１２月２１日、午後１時３０分から再開をいたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 ４時２５分

令和 3 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 2 1 日

令和3年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和3年12月21日
午後 1時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第124号 | 笛吹市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第125号 | 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第126号 | 笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第127号 | 笛吹市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第128号 | 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第129号 | 笛吹市環境基本条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第130号 | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第131号 | 笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第132号 | 笛吹市営住宅条例等の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第133号 | 笛吹市景観条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第134号 | 笛吹市立図書館条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第135号 | 令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)について |
| 日程第13 | 議案第136号 | 令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程第14 | 議案第137号 | 令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第15 | 議案第138号 | 令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について |
| 日程第16 | 議案第139号 | 令和3年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第17 | 議案第140号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(石和第五保育所) |
| 日程第18 | 議案第141号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(一宮児童館(学童保育室)) |
| 日程第19 | 議案第142号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(八代地域振興交流センター(八代農産物直売所)) |
| 日程第20 | 議案第143号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(春日居スポーツ広場) |

- 日程第21 議案第144号 東山梨行政事務組合からの脱退について
- 日程第22 議案第145号 東山梨行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について
- 日程第23 議案第146号 東八代広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第24 発議第4号 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書
- 日程第25 新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第26 議案第148号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第27 議案第149号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 同意第7号 教育委員会委員の任命について
- 日程第29 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	岡 由 子	2番	落 合 俊 美
3番	山 田 宏 司	5番	河 野 智 子
6番	武 川 則 幸	7番	神 澤 敏 美
8番	神 宮 司 正 人	9番	荻 野 謙 一
10番	古 屋 始 芳	11番	野 澤 今 朝 幸
12番	中 村 正 彦	13番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	15番	中 川 秀 哉
16番	前 島 敏 彦	17番	小 林 始
18番	渡 辺 正 秀	19番	保 坂 利 定

3. 欠席議員

4番 河 野 正 博

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	深 澤 和 仁
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	田 中 親 吾
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
産業観光部長	小 宮 山 昌 彦	建 設 部 長	標 博 司
公営企業部長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	赤 尾 好 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	金 井 久	消 防 長	矢 崎 丈 司
代表監査委員	横 山 祥 子	農業委員会会長	三 枝 啓 一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、河野正博君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第1 議案第124号から日程第23 議案第146号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日、12月3日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、ご報告をいたします。

去る12月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月15日、16日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第124号 「笛吹市個人情報保護条例の一部改正について」

総務部総務課の審査では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法）の改正に伴う条例改正であるとの説明がありました。改正された番号法第19条に従業員の転職時の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする号が新設されたとの説明に対し「具体的にはどのような情報がやり取りされるのか」との質問があり、「番号法に規定のある情報に限られ、具体的な例としては雇用保険の加入情報等である」との説明がありました。

議案第125号 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

総務部総務課の審査では、国の規則改正に基づき、職員の不妊治療のための休暇を新設するものとの説明でありました。これに対し「男性・女性ともに休暇が取得できるか」との質問があり、「男性・女性ともに取得可能である」との説明がありました。

また、「治療を行っていることで、対象の職員が差別等を受けることがないよう留意してほしい」との意見がありました。

議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」

総務部管財課の審査では、市民窓口館および保健福祉館の改修工事について、市民窓口館は、生活援護課が1階から4階へ移転、保健福祉館は、1階の相談室に母子保健担当が移転、および相談室を現在の101会議室に移転すること、また、2階のハイカウンターをローカウンターに変更することに伴う改修工事であるとの説明がありました。これに対し、「現在の生活援護は日当たりが悪く、職員の健康面も心配であることから、ぜひ、日当たりが良い場所への移転をお願いしたい」との意見がありました。

総合政策部財政課の審査では、「ふるさと納税およびふるさと納税版クラウドファンディングともに、寄附者は目的を指定して寄附を行っている。ふるさと納税を積み立てる、まちづくり基金も目的別に管理をしているのか」との質問があり、「まちづくり寄附条例に寄附目的として5項目の事業区分が規定されており、その項目に区分して管理している。また、ふるさと納税版クラウドファンディングによる寄附金は、具体的な使途目的を定めて集めたものなので、その目的に使っている」との説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、みさかの湯・一宮ももの里温泉の指定管理料の損失補てんに対し、積算根拠および「新型コロナウイルス感染防止を理由とする休業に対する国の補助金の対象にならないか」との質問があり、「コロナ前の同月期、令和元年8月・9月の決算状況との比較により積算を行っている。当該期間との比較では、入館者数が3万5,276人、営業収益は1,357万3,115円の減少となっている。営業収益から営業経費を差し引き、かつ人件費や光熱費を抑えた中で算出をしている」。また「市の指定管理施設への損失補償については、国の交付金・補助金の対象にならない」との説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等についてご報告をいたしました。

なお、令和3年請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願」については、世界的な動向を見ながら議論をさらに重ねたいとの理由から継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第124号 「笛吹市個人情報保護条例の一部改正について」は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第125号 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 「笛吹市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「笛吹市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第144号 「東山梨行政事務組合からの脱退について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第145号 「東山梨行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第146号 「東八代広域行政事務組合規約の変更について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」につきまして、各常任委員会に分割付託してありますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第124号を議題として、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第124号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

議案第125号から議案第127号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第125号から議案第127号は原案のとおり可決されました。

議案第144号から議案第146号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第144号から議案第146号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る12月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月15日、16日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第128号 「笛吹市国民健康保険条例の一部改正について」では、市民環境部の国民健康保険課の審査では、出産育児一時金の改正について、市民の中には所得が少なく、当該一時金の金額では、「不足している」との訴えであったり、市としてそういった声を感じられるような状況はあるのかとの問いに対して、経済的に厳しいということで、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うため、資金の貸付をあっせんする制度を利用する事例もあるが、不足しているとの訴えはなく、貸付についても全体的には、少数に留まっているとの説明がありました。

議案第134号 「笛吹市立図書館条例の一部改正について」では、教育委員会の図書館の審査では、閉室する境川図書室の蔵書についての今後の取り扱いについて質問があり、蔵書については、市内の他の図書館に移管する。充実した俳句関係の資料については、石和図書館へ移管して広く市民に活用してもらうとの説明がありました。

また境川図書室跡については、一部の蔵書を残し利用者が自由に使用できるスペースとして活用するとの説明が追加でありました。

議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」では、保健福祉部の福祉総務課の審査では、障害児通所支援事業について、給付費の増加の要因は、対象者が増えているためかとの問いに対して、対象者が増えていることに加え、障害児通所サービスを利用している人数が増加したことによるとの説明がありました。

保健福祉部の子育て支援課の審査では、市立保育所完全給食化事業について、完全給食化にあたりアレルギー対策はとの問いに対して、園では、従前からアレルギー対策に取り組んでおり、引き続き対策を講じていくとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第128号 「笛吹市国民健康保険条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 「笛吹市環境基本条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 「笛吹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第134号 「笛吹市立図書館条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第136号 「令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第137号 「令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第140号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（石和第五保育所）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第141号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（一宮児童館（学童保育室）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第143号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（春日居スポーツ広場）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第135号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長報告終了後に討論および採決を行います。

議案第128号から議案第131号および議案第134号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は、可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第128号から議案第131号および議案第134号は、原案のとおり可決されました。

議案第136号から議案第137号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第136号から議案第137号は原案のとおり可決されました。

議案第140号から議案第141号および議案第143号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第140号から議案第141号および議案第143号は、原案のとおり可決されました。

続いて、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、12月15日、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第132号 「笛吹市営住宅条例等の一部改正について」

建設部建設総務課の審査では、一部改正について、主な内容の説明を求めたところ、主な改正点は3点あり、1点目は連帯保証人の住所の要件を県内から国内にする点。2点目、連帯保証人の収入要件を、民法等の改正を受け廃止した点。3点目、連帯保証人に代わり家賃債務保証会社の保証で可能になる点であり、いずれも要件を緩和する改正であるとの説明がありました。

議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、「担い手対策事業費 すもも産地競争力強化支援事業」について、市内のすももの生産状況について、さらに詳しい説明を求めたところ、農林業センサスによると、市内のすももの耕作面積は74ヘクタールで、市内全域で栽培されている。農協によると、境川、御坂、八代の順で生産者が多いとのことである。優良品種への改植の補助については、国の補助事業に該当しない面積、小さい面積のものが対象となるとの説明がありました。

議案第138号 「令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について」

公営企業部の審査では、「収益的支出における水道事業費、特別損失、過年度損益修正損について」さらに詳しい説明を求めたところ、漏水の減免で、本年については例年に比べ件数が2割程度多くなっているが、気象条件を見ると、凍結などの原因ではなく、本年の偶然の事例であると考えている。また、委員より、漏水による減免額の計算について質問があり、申請により、漏水中の最高値1期分と改善後3期の平均との差で計算し、その数値の下水については100%、水道については50%が減免額であるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第132号 「笛吹市営住宅条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第133号 「笛吹市景観条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」、産業観光部および農業委員会所管項目についてのうち、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第138号 「令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第139号 「令和3年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第142号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八代地域振興交流センター（八代農産物直売所）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第135号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第132号から議案第133号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第132号から議案第133号は原案のとおり可決されました。

議案第138号から議案第139号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第138号から議案第139号は原案のとおり可決されました。

議案第142号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第135号「令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第8号)」についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより議案第135号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、すべて可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

次に日程第24 発議第4号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

発議第4号

令和3年12月21日 提出

笛吹市議会議長 保坂利定殿

提出者

笛吹市議会議員 神宮司正人

賛同者

笛吹市議会議員 武川 則 幸

〃 小 林 始

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じるための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおき、これまで培ってきた知識や技術を活かし、就業している高齢者がいる。形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。また多くの会員を抱えるシルバー人材センターにとっても、新たな税負担は適切な運営に支障をきたしかねない問題である。

現在の消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1千万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されているところであり、会員の手取り額が減少することなく、またそれを支えるシルバー人材センターにおいても安定的な事業運営が可能となるような措置を要望し、本意見書を提出するものであります。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上です。

○議長（保坂利定君）

お諮りします。

本案については、質疑、討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第4号は質疑、討論、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第4号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長(保坂利定君)

日程第25 「新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名します。

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に田中徳広君、宮川博人君、宮川武仁君、宮川智秋君。

以上のとおり指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に当選をされました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

今定例会に上程され、初日の本会議で議長に委任された議案第135号の計数整理について、その結果をお手元に配布させていただきましたので、ご確認ください。

ただいま、市長より追加議案3件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第26 議案第148号から日程第28 同意第7号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案1件、その他の議案2件です。

はじめに、補正予算案です。

議案第148号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ6億4,286万円を追加し、総額を417億2,622万円とするものです。

これは、国の補正予算成立に伴い、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に6億4,286万円を追加するものです。

国においては当初、18歳以下の子どもがいる子育て世帯に対し、子ども1人当たり10万円相当の給付を行うこととし、中学生以下の子育て世帯については、予備費を活用して、子ども1人当たり5万円の現金給付を先行して行うこととしていました。

本市においても、一日も早く現金給付を行う必要があったことから、関連経費の追加を今定例会の初日に追加提案し、議決いただいたところです。

その後、国は子ども1人当たり10万円相当の給付に関し、自治体の判断により全額を現金給付することも認めると方針を変更されましたので、本市としましては、現金給付を望む子育て世帯の声や議員総意による現金による年内一括支給および所得制限撤廃の要望を重く受け止め、中学生以下の子どもがいる子育て世帯に対しては年内に、16歳以上18歳以下の子どもがいる子育て世帯に対しては早期に、子ども1人当たり10万円の現金給付を実施するため、関連経費を追加するものです。

また、所得制限により国の制度の対象とならない子育て世帯に対しても、市の単独事業とし

て、子ども1人当たり10万円の現金給付を実施するため、合わせて関連経費を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、議案第149号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員8人の任期が令和4年3月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者につきましては、神宮司由則氏、久保田一男氏、鈴木弘子氏、久津間光貴氏、小林千澄氏、古屋修二氏、須田浩司氏、金子宏氏です。

須田氏および金子氏は新任、ほかの6人は再任であり、任期は令和4年4月1日から3年間です。

次に、同意第7号「教育委員会委員の任命について」です。

教育委員会委員1人の任期が、令和3年12月末日をもって満了することに伴い、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

新たな委員は、高野仁美氏です。

高野氏は新任で、任期は令和4年1月1日から4年間です。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第26 議案第148号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第148号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。このあと常任委員会を開催し、議案審査を行います。

次に日程第27 議案第149号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第149号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第149号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第１４９号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第１４９号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第１４９号は原案のとおり可決されました。

次に日程第２８ 同意第７号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第７号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第７号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより同意第７号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより同意第７号の採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、同意第７号は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま、教育委員会委員に同意されました高野仁美君から議場でのあいさつの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

それでは、高野仁美君の案内をお願いをいたします。

（ 入 場 ）

ご紹介いたします。

教育委員会委員に同意されました高野仁美君です。

あいさつを許しますので、ご登壇願います。

○教育委員（高野仁美君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、教育委員の選任の同意をいただきました高野仁美でございます。

今回、教育委員という重責を担わせていただくことになりました。最善の努力を傾注して、この職責を果たしたいと考えております。

今後とも格段のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

○議長（保坂利定君）

高野仁美君の退場を求めます。

（ 退 場 ）

ここで暫時休憩いたします。

議案第148号、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただきます。委員会の審査が終了いたしましたら再開いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時28分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

先ほど、総務常任委員会に付託しました議案第148号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、ご報告をいたします。

本日12月21日の本会議において、本委員会に付託されました議案第148号の審査について、先ほど委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

議案第148号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）」について」は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しました議案第148号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日12月21日の本会議において、本委員会に付託されました議案第148号の審査について、先ほど委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

議案第148号 「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第10号）」について」は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第148号の採決を行います。

本案に対する総務常任委員会および教育厚生常任委員会の委員長報告は、すべて可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

日程第29 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件について各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は12月3日から本日まで、19日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝申し上げます。

また、本会議および各委員会において、市政の各分野について様々なご質問をいただきましたが、現状の課題として認識をし、市政発展のため活かしていく考えですので、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

現在、石和温泉駅前通りや、さくら温泉通りなどは、日が暮れると様々な光の演出で彩られています。2月28日まで、石和温泉駅前通りでは、約1万球のイルミネーションが、石和温泉駅から市部本通りまでを彩っています。

1月23日までの金、土、日曜日には、笛吹みんなの広場で「みんなで創る！光のアート」と題して、バラや桃、桜など本市に関連する映像や市内の保育園児など450人が描いた愛らしいぬり絵を、プロジェクションマッピングで投影しています。

また、1月23日まで、さくら温泉通りでは、「輝きのワインストリート」と題して、約600本

のワインボトルがオレンジ色の光できらめき、水を利用したウォータースクリーンに映像を投影するデジタルアートなどで、川沿いを美しく照らしています。

さらに、12月24日、25日の2日間は、市役所前の笛吹川河川敷で「Xmas花火in 笛吹～聖なる夜の冬花火～」と題して、両日とも約1千発の花火を打ち上げます。

幻想的な光の演出、また、冬の夜空を彩る花火をお楽しみいただきたいと思います。

12月6日には、「ふえふき子どもの食料・生活用品支援ネットワーク事業」として、市内で子ども食堂や食品を無料で提供するフードパントリーの活動を行う団体の協力を得る中、市内の支援が必要な家庭約60世帯に対し、食料など支援品の提供を行いました。

これは、支援が必要な家庭の把握や見守りを行うとともに、支援品の収集および保管、対面で提供するまでの一連の仕組みの構築を目指した県内初の取り組みで、本市がモデル地域となり実施したものです。

今後は、事業の成果を検証しつつ、持続可能な支援体制づくりに取り組んでまいります。

12月19日に、笛吹みんなの広場において「第1回ふえふきマルシェ」の開催がされました。

第1回のマルシェは、手作りのアクセサリやバッグなど雑貨を販売する店舗のほか、クレープやコーヒーの飲食店など約60店舗が出店され、市内外から多くの方が来場し、大変賑わいました。

これまでは、石和温泉駅前公園や、みさかの湯の駐車場で行われていましたが、今後は、笛吹みんなの広場において毎月第3日曜日に開催されます。

ふえふきマルシェが市内外から認知され、来場者や店舗数が増加し、笛吹市を代表するイベントに発展することを期待しております。

年明けには、各種行事を予定しています。

1月5日には、令和4年新春祝賀会「叙勲、褒章、大臣表彰、県政功績者受章者を祝う会」を、いちのみや桃の里ふれあい文化館で開催をします。

今回も本年同様、新型コロナウイルス感染症対策として、飲食を伴う交歓会は中止とし、祝賀会を招待者の数を絞って開催をします。市議会議員の皆さまをはじめ、各種委員および団体代表者の皆さまにご出席をいただき、受章者の功績を称えたいと思います。

1月9日には、笛吹市消防団出初め式を石和農村スポーツ広場で行います。消防団員461人が参加し、消防団員の団結力の強化を図るとともに、多年に渡る功労者の表彰を行います。

さらに同日、笛吹市成人式を、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館において開催をし、約700人の新成人の希望に満ちた門出をお祝いします。

私は、毎年、年頭の仕事始め式において、その年に市役所職員に求めることを年間の行動テーマとして示しています。本年は、「現状維持は衰退～チャレンジを求めます～」を掲げました。

新型コロナウイルス感染症対策が通常業務を圧迫する中で、職員が自ら考え、積極的に取り組む姿を見ることができました。

さて、来年は「寅年」です。虎は、勇猛果敢で周りを見渡す力があり、強さや行動力の象徴とされることが多くあります。

これからも、市民の皆さまとの対話を自身の成長につなげ、市の将来像を実現するため、積極果敢に取り組んでいきます。

師走も半ばを過ぎ、何かと慌ただしい時期を迎えます。議員各位におかれましては、くれぐ

れもご自愛の上、ご健勝にて、ご活躍されることをお祈り申し上げまして、あいさついたします。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和3年笛吹市議会第4回定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史